

平成 1 2 年 定 例 第 4 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 1 2 年 1 2 月 1 1 日

閉 会 平成 1 2 年 1 2 月 2 0 日

新 得 町 議 会

第 1 日

平成12年第4回新得町議会定例会（第1号）

平成12年12月11日（月曜日）午前10時開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第1号）
		町長行政報告
3	報告第11号	専決処分の報告について
4	報告第12号	専決処分の報告について
5	議案第74号	財産の取得について
6	議案第75号	職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について
7	議案第76号	畜産振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第77号	新得町営育成牧場管理条例の一部を改正する条例の制定について
9	議案第78号	平成12年度新得町一般会計補正予算
10	議案第79号	平成12年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
11	陳情第3号	食の安全を確保するための食品衛生法の改正と充実強化を求める陳情書

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告（第1号）

町長行政報告

報告第11号 専決処分の報告について

報告第12号 専決処分の報告について

- 議案第74号 財産の取得について
 議案第75号 職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について
 議案第76号 畜産振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第77号 新得町営育成牧場管理条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第78号 平成12年度新得町一般会計補正予算
 議案第79号 平成12年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
 陳情第3号 食の安全を確保するための食品衛生法の改正と充実強化を求める
 陳情書

出席議員（18人）

1番	川見久雄	議員	2番	藤井友幸	議員
3番	吉川幸一	議員	4番	千葉正博	議員
5番	宗像一	議員	6番	松本諫男	議員
7番	菊地康雄	議員	8番	斎藤芳幸	議員
9番	廣山麗子	議員	10番	金澤学	議員
11番	石本洋	議員	12番	古川盛	議員
13番	松尾為男	議員	14番	渡邊雅文	議員
15番	黒澤誠	議員	16番	高橋欽造	議員
17番	武田武孝	議員	18番	湯浅亮	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊藤敏雄
教育委員会委員	長	小笠原一水
監査委員	員	吉岡正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	鈴木政輝
収入	役	清水輝男
総務課	長	畑中栄和
企画調整課	長	長尾正敏
税務課	長	秋山秀敏
住民生活課	長	高橋昭吾
保健福祉課	長	浜田正利
建設課	長	村中隆雄
農林課	長	斉藤正明

水	道	課	長	常	松	敏	昭
商	工	觀	光	西	浦		茂
児	童	保	育	富	田	秋	彦
老	人	ホ	一	長	尾	直	昭
屈	足	支	所	長	田	中	透
庶		務	係	長	武	田	芳
財		政	係	長	佐	藤	博
							行

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教		育	長	阿	部	靖	博
学	校	教	育	加	藤	健	治
社	会	教	育	高	橋	未	治

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	小	森	俊	雄
---	---	---	---	---	---	---	---

職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐	々	木	裕	二
書			記	桑	野	恒		雄

開会の宣告

湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席でございます。
ただいまから、本日をもって招集されました、平成12年定例第4回の新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

開議の宣告

湯浅亮議長 直ちに会議を開きます。
議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

湯浅亮議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、12番、古川盛議員、13番、松尾為男議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

湯浅亮議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
今期定例会の会期については、議会運営委員会に協議をお願いしておりますので、その結果を委員長から報告願います。議会運営委員長、石本議員。

[石本洋議会運営委員長 登壇]

石本洋議会運営委員長 議長の指名によりまして、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告申し上げます。

本日招集になりました、第4回定例町議会の会期につきましては、去る12月4日、午後1時30分から、議員控室において議会運営委員会を開催し、提出されます議件などを勘案し協議を行いました。

その結果、会期は本日から12月20日までの10日間とし、その間の会議等については、別紙会議予定表のとおりであります。

以上、報告を終わります。

[石本洋議会運営委員長 降壇]

湯浅亮議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から12月20日までの10日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月20日までの10日間と決しました。

諸般の報告（第1号）

湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

行政報告

湯浅亮議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

斉藤敏雄町長 11月21日、臨時第4回町議会以後の行政報告を行います。

同じ11月21日は、サホロリゾートスキー場の安全祈願祭が行われまして、11月25日からスキー場がオープンをいたしてありまして、現在は全コースが滑走できる状態となっております。

11月24日、サホロリゾートの幅中取締役が来庁をされました。この後12月1日にも来庁をされておりまして、いわゆるリゾート問題についての現状の報告をいただいております。

現在まで、株式会社西洋環境開発にサホロプロジェクトについての運営に意欲を示しまして、現地調査をし話し合いをもった事業者が複数社あり、そのうち数社と現在も接触中であるとの報告がございました。西洋環境といたしましては、今後ともそれらの会社の資金力、事業に対する意欲、また、将来展望、発想力、運営力等を見極めながら話し合いをつめ、運営が継続されるように鋭意努力中であるとのことであります。

町におきましても情報提供や、より密接な情報交換を行いまして、その展望が開けるよう協力してまいりたいと考えております。

また同じ24日ではありますが、議会各常任委員会と総合計画後期計画策定委員会各部会との懇談会を実施をいたしてあります。これは、第6期総合計画の後期計画、これにつきましてはこの間、策定委員会各部会を中心に策定が進めてこられたわけではありますが、12月15日策定委員会役員会をもって計画策定を終了いたす予定であります。

計画策定後は計画書のダイジェスト版を作成をいたしまして、全世帯に配布をいたしたいと考えております。

次ページにまいりまして、11月28日は、2002年サッカーワールドカップの公認キャンプ地として、本町のサッカー場が認定の通知をいただきました。これは組織委員会が決定をしたものでありまして、全国で84か所の公認の認定を行っております。

十勝管内では帯広市と新得町が、その公認キャンプとしての認定を受けたわけでありまして。今後は出場各国のチームに対して、それぞれのキャンプ地が推薦をされるという段取りになっております。

後段にまいりまして、12月1日にはクラブメッドサホロ冬のシーズンがオープンをいたしました。4月8日まで営業が継続される予定であります。

12月6日には、全国町村長大会がございまして、私が出席をいたしました。席上、市町村合併に関する緊急決議が提出されまして議決をされました。これは、市町村合併はあくまでも市町村の自主的判断を尊重することとして、合併の強制を意図とした地方

交付税の見直し等は、絶対行わないことというふうな、5項目について決議を行いましたし、政府にさっそく申し入れをいたしたところであります。

12月8日には、農民連盟結成の50周年記念式典が開催をされました。

同じ日ではありますが、釧路法務局、長田次長が来庁いたしました。これは法務省が進めております、登記所の合理化問題であります。現在、十勝管内には帯広市を含めて6か所の登記所がございますが、これを平成15年までに、段階的に全部帯広に統合するという案でありまして、その合理化の検討が法務省内で進められているということでもあります。

私ども十勝の町村会といたしましても、管内にあります町村にありますこの登記所を、1年でも遅くしてもらいたいということをお願いいたしております、最終的には15年中にこれが最終年次になるわけですけれども、これまでに各町村にある登記所が統廃合のやむなきに至っているという状況でございます。

また、ただいま釧路法務局の長田次長と申しましたが、誤りでありまして田端次長であります。以上であります。

[斉藤敏雄町長 降壇]

日程第3 報告第11号 専決処分の報告について

湯浅亮議長 日程第3、報告第11号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布してありますが、この報告に対し質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 ないようですので、この報告第11号については、これをもって質疑を終決いたします。

日程第4 報告第12号 専決処分の報告について

湯浅亮議長 日程第4、報告第12号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布してありますが、この報告に対し質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 ないようですので、この報告第12号については、これをもって質疑を終決いたします。

日程第5 議案第74号 財産の取得について

湯浅亮議長 日程第5、議案第74号、財産の取得についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和総務課長 登壇]

畑中栄和総務課長 議案第74号、財産の取得についてご説明いたします。

1、取得物件でございますが、(1)土地。所在地、上川郡新得町栄町139番2、以下8筆、地目は雑種地でございます。面積は合計で、6,472.13平方メートル

であります。

(2) 立木。所在地、上川郡新得町栄町139番2、以下7筆で、39.34立方メートルでございます。

2、取得の目的でございますが、栄町団地分譲用地であります。

3、取得予定金額でありますが、1,488万5千円でございます。

4、取得の相手方は、上川郡清水町南2条2丁目13番地、十勝西部森林管理署長、野津克之であります。

資料といたしまして次のページに図面を添付いたしております。以上よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。3番、吉川議員。

吉川幸一議員 これは分譲用地にするわけですけれども、139の2、3、4と分かれてございますが、土地を分譲地の区画整備をして区画が決まったら、2と3にまたがるとか、3と4にまたがる場合が出てくるんですか。

こういうときはですね、区画整理をしてそしてその土地は2だよとか、その土地はまたがるようなことのないような、土地の区画整備をしていただきたいと思うんですけれどもいかがなものか。

湯浅亮議長 畑中総務課長。

畑中栄和総務課長 お答えいたします。

現在の土地の所在地につきましては、森林管理署で現在登記している所在地であります。今後、分譲するときには、一度合筆をいたしまして、それから分筆を再度するという手続きになると思いますので、ご了解いただきたいと思います。

湯浅亮議長 11番、石本議員。

石本洋議員 立木の関係でございますが、分譲地にあてるということですので、じゃまなものは切られると思うんですが、どのような措置、残せるものがあるのかどうか、貴重な立木ですので、その点方針をお伺いいたしたいと思います。

湯浅亮議長 畑中総務課長。

畑中栄和総務課長 お答えいたします。

立木の関係でございますが、種類はちょっと正確に把握してないんですが、ヒバとか後はサクラの木もあったかと思えます。それからナシの木もあるかと思えます。

ヒバの関係につきましては、団地造成の障害になりますので、全面的に伐採をする予定にいたしております。

それからナシとかの関係ですが、先日プロのかたに移設できるかどうか見ていただいたんですが、移設はできないと。お金をかければできるんですが、多額のお金をかけてやるまでではないという意見をいただいておりますので、それにつきましても伐採することになるかと思えます。

湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第74号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第75号 職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について

湯浅亮議長 日程第6、議案第75号、職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和総務課長 登壇]

畑中栄和総務課長 議案第75号、職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。

1枚目をお開きください。

提案理由であります。寒冷地手当のうち加算額（燃料加給分）について実情を考慮し、かつ、管内町村も改定見込みであることから、本町においても同様に改正しようとするものであります。

内容といたしましては、平成12年度に限りまして、世帯主で扶養親族等のある職員は、6万6千500円を特例条例による支給額として12万2千850円に、同じく扶養親族等のない職員は、4万4千300円を8万7千885円に、その他の職員は2万2千200円を5万3千393円に改めるものであります。

この条例による支給の根拠であります。世帯主で扶養親族等のある職員は灯油換算で2,600リットル分、同じく扶養親族等のない職員は1,860リットル分、その他の職員は1,130リットル分に、12月1日現在、新得町内での灯油実勢単価1リットル当たり45円を乗じ、消費税を加えた額であります。

なお、管内の改定状況ですが、高いところでは2,800リットル、低いところでは国公並みと、主流は2,600リットルの支給となっております。

条例の本文は説明を省略させていただきます。附則といたしまして、1、この条例は公布の日から施行し、平成12年9月29日から適用するものでございます。2、手当の内払い。3、廃止をそれぞれ規定いたしております。

以上よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第75号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第76号 畜産振興審議会条例の一部を改正する条例の制定
について

湯浅亮議長 日程第7、議案第76号、畜産振興審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。斉藤農林課長。

[斉藤正明農林課長 登壇]

斉藤正明農林課長 議案第76号、畜産振興審議会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますけれども、下段のほうに書いておりますけれども、町外に居住する学識者においても、委員として委嘱ができるように改正しようとするものであります。

実際に今、畜産の専門職であります普及所の新得駐在所、従来の新得診療所が都合により、統合それから廃合により他町に移行しております。それらのかたの畜産の新得担当責任者も含めて、審議委員に委嘱できるように提案、改正するものであります。

条文に戻りまして、畜産振興審議会条例（昭和47年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「10名とし住民のうちから」を「10名以内とし」に改める。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[斉藤正明農林課長 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

湯浅亮議長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第77号 新得町営育成牧場管理条例の一部を改正する条例
の制定について

湯浅亮議長 日程第8、議案第77号、新得町営育成牧場管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。斉藤農林課長。

[斉藤正明農林課長 登壇]

齊藤正明農林課長 議案第77号、新得町営育成牧場管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

次ページをお開きください。

提案理由でございますけれども、哺育育成牛舎の施設整備に伴う哺育預託料金の新設と、町外利用者の使用料を規則から条例に規定するため、改正しようとするものであります。

改正内容のポイントでございますけれども、1、哺育育成牛、舎飼、1日1頭につき400円の新設。それから、2、町外利用者の使用料について規則から条例に規定。なお、この新設する哺育育成牛の使用料金につきましては、先月10日の畜産振興審議会に諮問をし、同意の答申を得ております。

それでは条例本文に戻りまして、新得町営育成牧場管理条例（昭和47年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条前段を次のように改める。改正しようとする前段の条文でございますけれども「町営育成牧場を利用する者は、新得町内において乳牛、肉牛、馬を飼養する者（以下「利用者」という。）に利用させるものとする。」この条文を分かりやすく、それから語句を改めるものであります。

これを「利用できる者は、町内において乳牛、肉牛、馬を飼養し農業を営む者（以下「利用者」という。）とする。」ものであります。

それから第7条第2項を次のように改める。第2項削除でございますけれども、第2項の条文でございますけれども「5条ただし書きの適用を受ける者にかかる使用料については、町長が別に定める。」この条文につきましては、今まで規則で別に定めていたものを、今回条例に規定するため、ただし書きの第2項の適用を削除するものであります。

それから、別表（第7条関係）を次のように改める。次ページでございます。新設使用料金と、ただし書きで規定したのみをご説明いたします。

まず、町内利用者の哺育育成牛でございますけれども、舎飼、1日1頭につき400円。これは新設使用料金でございます。

それから、ただし書きに定めていたものでございますけれども、町外利用者、牛、馬放牧。道内利用者、1日1頭につき250円。ただし、哺乳仔付きの場合80円加算。それから、道外利用者、1日1頭につき260円。ただし、試験牛の場合は1日1頭につき220円。

それから舎飼、道内利用者、1日1頭につき630円。道外利用者、1日1頭につき660円。ただし試験牛の場合は1日1頭につき540円。それから哺育育成牛、舎飼、道内利用者、1日1頭につき480円。これを追加改正いたします。

それでは、備考といたしまして（1）哺乳仔付とは、母畜が哺乳している仔がいる家畜をいう。（2）哺育育成牛とは生後300日までの牛をいう。ただし、町長が必要と認めるときは、放牧料金で放牧することができる。（3）馬は、放牧のみとする。

次ページを開いていただきたいと思います。附則といたしまして、この条例は平成13年1月1日から施行するものであります。以上よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[齊藤正明農林課長 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。4番、千葉議員。

千葉正博議員 参考までにお聞きしたいんですけども、1回にどれだけの哺育ができるのか。それから、年間どれくらいの哺育計画を持たれているかお聞きいたします。

湯浅亮議長 斉藤農林課長。

斉藤正明農林課長 計画でございますけれども、2週間に1回、預託の確保に回収してまいりますけれども、その数はだいたい25頭ほど予定しております。1月に約50頭の哺育でございます。でも哺育といいましても、ミルクを飲ませる期間は6週間でございます。規模としまして舎飼能力が450頭でございますけれども、初年度はだいたい350頭ほど予定しております。

湯浅亮議長 8番、斎藤議員。

斎藤芳幸議員 道外の利用者の中にですね、1日1頭につき260円。ただし、試験牛の場合は1日1頭につき220円となっておりますけれども、この試験牛というものはどういう牛を指して試験牛と言っておられるのか、お聞きしたいと思います。

それともう1点ですけれども、関連してですけれども、今までは育成牛舎にはですね、6か月あるいは10か月以上たった牛を、今まで受け入れていたと思っておりますけれども、これから哺育ということになりますとですね、恐らく家畜共済に入っていない牛が舎飼に入ってくると思うんですけれども、そういった牛が事故があった場合、どのような対応をされるのかお伺いしたいと思います。

湯浅亮議長 斉藤農林課長。

斉藤正明農林課長 試験牛でございますけれども、この試験牛は本州の黒毛和種の特産地の農協牛でございます。その牛を毎年だいたい60頭から80頭預託をしております。

先進地の農協さんでございますから、それらとの肥育技術の提携をしております。肥育技術あるいは飼養技術ですか、後それから衛生技術ですね。それを試験牛としております。

また、この試験牛につきましては、普通ホルスタインは分娩直前だいたい25か月から26か月で出牧しますけれども、この牛につきまして人工授精確認後、だいたい15か月から16か月で出牧しております。したがって、えさ代も極端に安くなっておりますので、そういうことで試験牛ということで減額しております。

それから哺育牛の事故の関係でございますけれども、これにつきましては確かに6か月未満は共済の対象外でございますので、預託者の互助会を作りましてですね、そこで対応していきたいなと考えております。

湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第78号 平成12年度新得町一般会計補正予算

湯浅亮議長 日程第9、議案第78号、平成12年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

鈴木政輝助役 議案第78号、平成12年度新得町一般会計補正予算、第6号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億989万4千円を追加し、予算の総額を81億1,753万4千円とするものでございます。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為の補正により、第3条、地方債の変更は第3表、地方債補正によるものでございます。

10ページ、歳出をお開き願います。

今回の補正では、さきほどご審議いただきました特別職及び職員の寒冷地手当の改定に伴う補正を各款で行っております。

2款、総務費の財産管理費では栄町団地造成用地として、旧営林署用地の取得費を新たに計上し、このことに伴う団地開発行為申請及び実施設計委託料を増額しております。

住民活動費及び11ページの交通安全対策費では、寄附がございましたので、夢基金積立金及び交通安全対策用看板の購入費を計上しております。

3款、民生費の福祉対策費では、国保事業特別会計において医療費の伸びによる繰出金の増を計上し、老人ホーム費では人事異動に伴う賃金の補正を、また保健福祉センター管理費では、光熱水費が当初積算より増加の傾向にありますので補正を行っております。

12ページをお開き願います。児童福祉費の常設保育所費では入所児童の増加によりまして、賄材料費を増額しております。

6款、農林水産業費の農業振興費では、屈足農村環境改善センターにみそづくり用の発酵機を増設するため、備品購入費を新たに計上しているほか、19節、負担金補助及び交付金で、地力増進総合対策の土壌改良材投入事業補助金を、実績により増額をしております。

13ページに移りまして、農地費の深層地下水調査地元負担金は、無償となりましたので減額をしております。

農村総合整備事業費では国の委託事業に伴う関連事務費を補正しているほか、国営再編換地業務の資料作成委託料を新たに計上し、用地確定測量の執行残を整理をしております。

林業費ではしいたけ栽培の新規就農者が決まりましたので、支援一時金を増額をしております。

14ページをお開き願います。8款の土木費、道路新設改良費では、本通道路改良舗装事業が国の補正予算に伴う補助事業として採択をされましたので、新たに工事請負費及び用地取得費等の関連経費を計上し、財源として国庫補助金を2分の1、残りの80パーセントに補正予算債を見込んでおります。なお、この事業につきましては、年度末までに事業の完了が見込めないために、3月議会において繰越明許費を計上したいと考

えております。

住宅管理費では、定住促進の一環として現在、空き室となっているJRアパート3戸を借り上げ、一般に貸し付けするため住宅の借上料を新たに計上しております。

9款、消防費では人事異動に伴う人件費の整理に伴い、消防組合負担金を補正しております。

14ページに移りまして、10款、教育費の社会教育総務費では寄附がありましたので、ジュニア吹奏楽団の楽器購入費に対する補助金を計上しているほか、体育振興費では全道サホロ岳大回転競技大会に代わりまして、全日本B級の競技会が開催されることになったために、補助金の組み替えと増額を行っております。

7ページに戻りまして、歳入をお開き願います。

7款、地方特例交付金及び8款、地方交付税に普通交付税は、今年度の交付額が決定しましたのでそれぞれ補正をしております。なお、普通交付税につきましては、国の補正に伴う再算定を行い追加交付となりましたが、最終的な交付決定額は前年度対比1パーセントの減額となっております。

10款、分担金及び負担金では、入所児童の増加に伴い保育料を増額しております。

12款、国庫支出金及び、8ページの13款、道支出金では、補助金等が確定をいたしましたので、それぞれ補正をしております。なお、屈足さわやか団地造成事業につきましては、2年続けての補助採択となっております。

15款、寄附金では、交通安全推進用としてラリーチームカンサーから、夢基金用として清野太禪氏から、社会教育振興用として札幌市の太田俊子氏から、それぞれ寄附がありましたので補正をしております。

9ページに移りまして、16款、繰入金では今回の補正の財源調整のために、財政調整基金繰入金及び減債基金繰入金をそれぞれ減額をしております。

17款、繰越金は前年度繰越金の補正でございます。

19款、町債では、屈足さわやか団地造成事業の補助採択等に伴う減額のほか、減税補てん債の決定、本通道路改良事業の起債の追加により補正をしております。

4ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正は追加として、大家畜経営活性化資金の融通に伴う利子補給を計上しております。

5ページに移りまして、第3表、地方債補正は変更として、第2次屈足さわやか団地造成事業ほか、2件の変更でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議お願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。12番、古川議員。

古川盛議員 8ページの15款の寄附金について、歳入歳出についてちょっとご質問してみたいと思います。

いちおう寄附金についてはですね、指定だというふうに思いますけれども、指定ということになりますとどのような、どのようなっていうか、どの科目において指定、寄附金を受けられるのか。また、それに伴って支出する場合に、いろいろな部門について出すと思いますけれども、それは決められているのか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

湯浅亮議長 長尾企画調整課長。

長尾正企画調整課長 寄附金につきましては、歳入で寄附金というかたちで歳入部分
は設けておりますので、そこで受け取ります。

歳出につきましては、寄附金の目的によってそれぞれ科目に分配いたしまして、予算
配分いたしております。

湯浅亮議長 12番、古川議員。

古川盛議員 今、分かったわけですがけれども、寄附金について今質問をしたのは、質
問といいますか、寄附する場合にですねいろいろと目的である場合と、それから町全体
に対して使ってもらおうというふうな寄附があるというふうに私は思うんですが、
その中で、今支出の面で夢基金というふうな、かたちなんですけれども、夢基金とかだ
けっていうわけにはいかないっていうふうに思うんですが、それはなぜかってい
いますと、これ基金での条例で定められた中の夢基金ということだというふうに思いま
すけれども、平成2年度の条例を調べてみますと、28条の中で社会福祉基金というも
のも設けられております。

そういうことで、その目的によって寄附を受けるといふふうになりますと、それに伴
って支出も変わってくるのではなからうかなというふうに思うわけですが、そう
いう面でどのような考え方されているかお聞きしたいと。

湯浅亮議長 長尾企画調整課長。

長尾正企画調整課長 お答えいたします。

あくまでも支出につきましては、寄附者のご意向の沿ったかたちで予算を組ませ
ていただいております。

湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第78号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第79号 平成12年度新得町国民健康保険事業特別会計
補正予算

湯浅亮議長 日程第10、議案第79号、平成12年度新得町国民健康保険事業特別
会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

鈴木政輝助役 議案第79号、平成12年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予
算、第2号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,960万円を追加し、予算の総
額を7億1,437万8千円とするものでございます。

6 ページ歳出をお開きいただきたいと思います。

2 款、保険給付費では医療費の実績見込みによりまして、療養給付費及び高額療養費を増額しております。

3 款、老人保健拠出金及び 5 款、介護納付金につきましては財源の移動でございます。

4 ページに戻りまして、歳入を御覧いただきたいと思います。

2 款、国庫支出金の療養給付費等負担金の現年度分、財政調整交付金、3 款、療養給付費交付金は、それぞれ医療費の伸びに伴いまして増額しているほか、療養給付費等負担金の過年度分が清算により追加交付となりましたので、新たに計上をしております。

5 款、連合会支出金は今年度の保険税収納対策給付金が決定をいたしましたので、補正をしております。

8 款、繰入金では今年度の額の確定に伴う、保険基盤安定繰入金の増額と、今回の補正の財源調整のため、その他、一般会計繰入金を増額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第 79 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第 79 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 陳情第 3 号食の安全を確保するための食品衛生法の改正と 充実強化を求める陳情書

湯浅亮議長 日程第 11、陳情第 3 号、食の安全を確保するための食品衛生法の改正と充実強化を求める陳情書についてを議題といたします。

湯浅亮議長 お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第 3 号は総務常任委員会に付託し審査することに決しました。

今、定例会の会期中に審査を願います。

休 会 の 議 決

湯浅亮議長 お諮りいたします。

議案調査のため、12月12日から12月18日までの7日間、休会することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、12月12日から12月18日までの7日間、休会することに決しました。

散 会 の 宣 告

湯浅亮議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 10時49分)

第 2 日

平成12年第4回新得町議会定例会（第2号）

平成12年12月19日（火曜日）午前10時開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第2号）
1		一 般 質 問
2	陳 情 第 3 号	審査結果について
追加日程 3	意見案第11号	食の安全を確保するための食品衛生法の改正と充実強化を求める意見書

会議に付した事件

諸般の報告（第2号）

一 般 質 問

陳 情 第 3 号 審査結果について

追加日程

意見案第11号 食の安全を確保するための食品衛生法の改正と充実強化を求める意見書

出席議員（18人）

1 番 川 見 久 雄 議員	2 番 藤 井 友 幸 議員
3 番 吉 川 幸 一 議員	4 番 千 葉 正 博 議員
5 番 宗 像 一 議員	6 番 松 本 諫 男 議員
7 番 菊 地 康 雄 議員	8 番 斎 藤 芳 幸 議員
9 番 廣 山 麗 子 議員	10 番 金 澤 学 議員
11 番 石 本 洋 議員	12 番 古 川 盛 議員
13 番 松 尾 為 男 議員	14 番 渡 邊 雅 文 議員
15 番 黒 澤 誠 議員	16 番 高 橋 欽 造 議員
17 番 武 田 武 孝 議員	18 番 湯 浅 亮 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町		長	齊	藤	敏	雄
教	育	委	小	笠	原	一
監	査	員	吉		岡	正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助		役	鈴	木	政	輝
収	入	役	清	水	輝	男
総	務	課	畑	中	栄	和
企	画	調	長		尾	正
税	務	課	長	秋	山	秀
住	民	生	長	高	橋	昭
保	健	福	長	浜	田	正
建	設	課	長	村	中	隆
農	林	課	長	齊	藤	正
水	道	課	長	常	松	敏
商	工	観	長	西		浦
児	童	保	長	富	田	秋
老	人	ホ	長	長	尾	直
屈	足	支	長	田	中	透
庶	務	係	長	武	田	芳
財	政	係	長	佐	藤	博

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿	部	靖	博
学	校	教	加	藤	健	治
社	会	教	高	橋	末	治

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	小	森	俊	雄
---	---	---	---	---	---	---	---

職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐	々	木	裕	二
書			記	桑	野	恒		雄

開議の宣告

湯浅亮議長 本日は全員の出席であります。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

(宣告 10時00分)

諸般の報告(第2号)

湯浅亮議長 諸般の報告は朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 一般質問

湯浅亮議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので順次発言を許します。

湯浅亮議長 10番、金澤議員。

[金澤学議員 登壇]

金澤学議員

1. 2002年サッカーワールドカップ公式キャンプ地誘致について

今世紀2000年最後の定例議会において、一般質問のトップバッターとして登壇させていただいた幸運に、まず感謝させていただきます。

さて今年も、後わずかとなりましたが、バブル崩壊の後遺症によって、大手デパートの「そごう」やスーパーの長崎屋などの大型倒産、金融界の再編など、まだまだ不況感が漂っておりますし、俗に言う17歳に犯罪や、若い父親や母親による子殺しなど悲惨な事件が相次ぎました。

新得町におきましてもシカ肉問題や、西洋環境開発の会社整理によるサホロリゾートの存続問題など、町民に不信や不安を感じさせる事案が相次ぎました。まことに残念な限りです。

さて、そんな中において町民に希望を与える明るいニュースがさきほど報道されました。それは、2002年ワールドカップ公式キャンプ地に、新得町が認定されたことでもあります。

かねてより公式キャンプ地に立候補し、日本サッカー協会の視察などが行われ、全国では84か所が認定されたわけですが、新得町においてはただ芝のグラウンドが完備しているというだけで、その他の整備がまだ十分ではありません。

もし、どこかの国が新得町に公式キャンプ地を張るということが決定した場合、どのような設備が必要なのか、また、それにかかる設備投資がどのくらいなのか、日本サッカー協会より提示されていれば教えていただきたいと思えます。

もう1点は、全国で84か所、道内でも帯広をはじめ数か所が認定されたわけですが、今後、新得町では本格的誘致活動をどのようなかたちで進めていくか、この2点についてお答え願いたいと思います。

[金澤学議員 降壇]

湯浅亮議長 小笠原教育委員長。

[小笠原一水教育委員長 登壇]

小笠原一水教育委員長 金澤議員の、2002年ワールドカップ公認キャンプ候補地に関するご質問についてお答えいたします。

2002年FIFAワールドカップ公認キャンプ候補地の認定については、日本組織委員会より、全国84か所の申請に対し、すべてを認定する旨の情報を受けております。今後、日本組織委員会、日本サッカー協会とそれぞれのキャンプ候補地の三者で「認定合意書」を取り交わし、公認キャンプ地推薦リストに掲載して、来年の6月に出場各国に配布されると聞いております。

この公認キャンプ候補地の認定に当たって、施設の整備などの条件は具体的にありませんが、実際にキャンプを受け入れることとなれば、キャンプ希望チームとの話し合いで、トイレやシャワー設備等の検討が必要になると思われます。

教育委員会としては、余りお金をかけずに誘致できるのであれば、地域の活性化や町の名前を世界にPRできる絶好の機会となりますので、ぜひ、受け入れをしたいと考えております。

いずれにしても、現在、世界各地で予選大会が行われており、出場チームも特定できない段階ですので、今後の推移を見ながら対応したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

[小笠原一水教育委員長 降壇]

湯浅亮議長 10番、金澤議員。

金澤学議員 本大会出場は32か国で、日本と韓国との共催ですから半分の16が日本で予選リーグを行うわけですね。そして今決定しているのは、前回優勝のフランスと地元開催の日本と韓国のわずか3チームなわけで、これからだんだん世界中で予選をやって、本大会出場国が決まってくるわけです。

そこですすね、同じく公式キャンプ地に認定された栗山町はですね、既に本大会出場濃厚なメキシコに対してですね、現地まで行って何度も要請して、行っていると聞いています。

ですから新得町もですね、ある程度、的を絞って本大会出場予測を、予測は変ですけどもね、予測してある程度アプローチを行う必要があるんじゃないかと思うんですけどもいかがでしょうか。

それからもう1点ですね。誘致委員会みたいのをどういうふうに進めていくかというのが、さきほどの答弁の中に漏れていたような気がするんですけどもいかがでしょうか。

湯浅亮議長 阿部教育長。

阿部靖博教育長 お答えを申し上げます。

相手がたをある程度の的を絞ってというお話でございますけれども、そういった部分も含めましてですね、これから情報を入れながら検討を進めさせていただきたいというふうに思っております。

それから、全町的な誘致に向けての組織固めというふうなことでございますけれども、これについても、スポーツ関係団体を中心にしましてですね、いちおう論議をしてみたいというふうに考えております。

湯浅亮議長 10番、金澤議員。

金澤学議員 全町的な誘致委員会の設置ということですね。それはだいたいどのぐらいをめどにしているんですか。

それからですね、日本を32か国にアピールする場合、84か所の候補地とここが違うんだと。新得町にはこういうところがあるんだ。例えばですね、世界的に有名なクラブメッドサホロがありますよね。あれはもう世界的に有名ですから、そういう点なんかも力説して、アピールしてもらいたいと思います。

もし、本格的になるとすればたいへんな金のかかることで、たいへんなことは分かりますけれども、なんとか全町的な組織でもって誘致活動を進めてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

湯浅亮議長 5番、宗像議員。

[宗像一議員 登壇]

宗像一議員

1. パソコンの普及に向けて

2000年最後の第4回定例議会。今、国でも大きくIT革命の開発に取り組んでおります。近年の急激な情報通信関連の進展に戸惑いを感じている私でありまして、パソコンについては全く、まだノウハウを知らない私が、失礼の段はひとつお許しいただきたいと思います。

デジタル通信、マルチメディアの普及などによりまして、本町も職員の各机の上にはパソコンが設置され、大きな役割を果たしております。また、学校教育にも採り入れられ、各家庭にも多くのパソコンが導入される時代となりました。

そこで、当町のパソコンの普及に向けて、今後の取り組みについてをお尋ねしたいと思います。

1点目として、私も商売もずいぶん機械化されまして、1字の文字、数字の間違いから、客とのたいへんなトラブルが起きることもあるわけでございます。そこで、当町の窓口においても納税通知書、戸籍関係と住民の個人情報など、幅広く入力されていますが、その入力に当たってチェック体制の在り方、また盗み出されたりデータが壊されないような処置は、どのようになっているのかということでございます。

2点目に先日、全町的に雷による停電がありました。幸い夜でありましたが、しかし災害は昼夜を問わずして予想されるわけでございます。そのようなときの入力データは、なにかバックアップ機能により、壊れはしないんだということをお聞きしましたが、長時間停電、復帰の分からないときなど、窓口にこられた町民に対しての対応はどのようにされておられるか、お尋ねしたいと思います。

3点目として、十勝管内の市町村もそれぞれの研さんを重ね、ホームページをすばらしいものにしようと努められていることと思われまします。本町のホームページは町の広報紙が中心であり、パソコンでインターネットを交わされているかたちには、果たして喜ばれているんでしょうかと疑うところでもあります。

したがって、観光の町である新得町のホームページは、決して町のPRに役立っているということは、ちょっとそのように思えないわけでございます。

そこで、ホームページは町外のかたが多く利用されると思いますので、新得町は十勝でも指折りの観光地であり、観光客も多い町であると思っております。観光客が旅行の計画を立てるときは、行くさきざきの情報を求める今日でございますして、観光客にとって見て楽しく、行ってみよう、立ち寄ってみようと思われるようなホームページを作っしてほしいものだと思うわけでございます。

町の案内、行政サービスの紹介はもちろん必要であります。観光スポットの紹介、またイベント、特産品、そして販売先の紹介、宿泊、飲食の場などと考慮したホームページを作成し、常に新しい情報を更新しながら、よりよいホームページを作成していくことに努めることが望まれるのではないかと思います。それに向けてどのようにお考えか、どのように進められようとしておられるか、その3点についてお尋ねしたいと思っております。よろしくお願いたします。

[宗像一議員 降壇]

湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

斉藤敏雄町長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

本庁のパソコンにつきましては、事務の簡素合理化を目指しまして、平成9年より北海道町村会情報センターの会員となりまして本格導入をいたしまして、今日に至るところであります。現在業務といたしましては、町民税、介護保険システムをはじめ、26のシステムで稼働させているところであります。

ただいまご質問にありました、1点目の管理チェック体制の問題につきましては、データ入力の際に、二重のチェック体制をもちまして、間違いのないように取り扱っているところであります。

また、職員が各システムを使用する際には、個々の暗証番号を入力しませんと使用できないシステムになっているほか、地方公務員法の守秘義務もございまして、その取り扱いには、厳正を期しているところであります。

また、2点目の災害時の停電に対する対応の問題であります。停電になりますと現在は自家発電装置がございませんので、一時的に使用不能になるというのが現状であります。このため、住民票発行などの業務につきましては、手書きによる対応となります。

また、日々のデータは、毎日本体に記憶保存いたしておりますので、データに対する障害はないかと考えております。

3点目のインターネットホームページの開設であります。これに取り組んだのは管内的には早いほうでありまして、平成8年12月1日に、町と町民グループの協働作業というかたちによりまして、カラー写真、イラスト、動画などを取り入れた「新得町ホームページ」として、表紙を含めて9ページでスタートいたしたところであります。

開設当時は、簡単な町の概要、観光情報、物産情報、レディースファームスクール、山村留学などを発信しておりましたが、その後、情報内容の更新を図るとともに、新たに町政要覧の資料編、あるいは求人情報、分譲地情報、企業誘致の優遇制度、定期広報、公園マップなどを加えまして、現在は14項目、150ページにわたり、最新情報を詳細に提供しているところであります。

開設から現在までのアクセス件数につきましては、21,024件となっております。

て、最近では1日平均50件余りのアクセスとなっております。

今後は、庁内職員によるホームページ等にかかわる研究会を組織いたしまして、更に内容の充実を図っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

[斉藤敏雄町長 降壇]

湯浅亮議長 5番、宗像議員。

宗像一議員 いろいろとチェック体制のところにも、2重にわたりいろいろと検討され、進めておられるということをごさいます、間違いはないんだなということ信用されるわけでごさいますけれども、しかし、絶対に間違いはないと言い切れないと思うのでごさいます。

そこで、それらの業務が窓口に行って、すぐ対応できるのかどうかと。それからデータの管理保管先は、どこでされているのかなということで、お尋ねしたいと思います。

また2点目の停電の処置ですが、自家発電までということはたいへんな費用がかかり、たいへんだということもお聞きしました。また、ほかの町村もそれまでされなくても、なんとか対応できるんですよということもお聞きしましたけれども、災害時の操作マニュアルづくりの危機管理体制は、どのようになっているのかなというふうに思うようなわけです。災害時の操作マニュアルづくりの危機体制はですね、どのようにされるのかなと。

それから、3点目には各関連するかたたちとの専門委員会と申しますか、検討委員会を作り検討をしていくんだということをお聞きしましたが、ぜひ、早急にそれらの進めもしていただきたいと思います。

個人で自由にホームページを作成しインターネットを通じて、多くの人にさまざまなことを広められるようになりつつある今日でごさいます。企業のかたがたも、個々に作成をし宣伝及び販売推進に力を入れておられるかたも、たくさんいるわけでごさいます。ホームページの維持管理、更新し更に新しい情報を知らせていくためには、たいへんな労力を要するとも聞いております。

そこで、パソコン活用の指導相談相手にですね、その窓口となるような専任職員の配置をするくらいの取り組みに期待をしたいと思いますが、そのようなお考えがお持ちでしょうかどうかお尋ねしたいと。

また、国も進めるIT革命化に向けて、本町も小学校中学校とパソコンの導入される昨今でごさいます、それらを生かした活用方法の取り組み、町民大学パソコン講座教育の拡充を、もっと住民に広く計画されるようにしていただきたいと、そういったことがたいせつではないかと思いますが、それらについてどのようにお考えになるか、再度お願いしたいと思います。

湯浅亮議長 斉藤町長。

斉藤敏雄町長 ただいま、宗像議員からご質問ありましたように、道内におきましてパソコンによる税、その他の入力誤りということで、大きな事件といいましょか、発展したところも何か所かの自治体で見受けられておまして、私どももそうしたパソコンの操作によるですね、ミスというものを最小限度に防いでいかなければならないと、そういう観点で職員の皆さんがたにも機会あるごとにですね、注意を喚起いたしているところであります。

この機械というのは、一般論で申しますとどうしても機械に頼ってしまうと、そういう先入観があるわけでありまして、しかし悲しいかなですね、パソコンを入力するの

はあくまでも人の手であります。したがって、入力が入りますとこれは答えが必ず誤るわけでありまして、そうした面では入力における慎重な電算機器の管理というものを常に求めているわけであります。

そうしたことで、本町におきましてはおかげさまで、そうした大きな問題に発展するような事故といいましょうか、そういうことがなかったわけでありましたが、しかし、人がそれを管理しているわけでありまして、軽微な間違いがなかったとは言えないと考えております。今後ともそうした観点です、この機器の管理、あるいは操作、その他について万全の体制を期していきたいと考えております。

そこでただいまご質問ございました、管理体制の問題であります、総務課が管轄しております電算室があるわけでありまして、そこで本町の電算システムの全体像を管理をするというかたちで、このシステム全体の管理を行っているところであります。

それから、災害時の危機管理とマニュアルということであります。できればですね、さきほどお話しありましたように、停電に伴うバックアップ体制といいましょうか、これが残念ながら現段階では整備がされておられません。

実は自家発電のですね整備をいたしますとすれば、6千万円ほどの費用が必要になるという、そうした経済的な理由もありまして、当面は自家発電が設置できていないわけであります。

今おっしゃいますように、災害も停電だけではありませんで、どういうふうな災害が発生するかということは、これは予測できないことでありまして、そうした在り方も含めて、今後大きな課題になっていくだろうと考えております。

最近の停電だけでものを考えますと、復旧は極めて早い時間で復旧されているのは実態かなと考えておりました、その間に、そうした事務が生じた場合につきましては、残念ながら現段階としては、手作業で対応するというかたちになるかと考えております。

それから、申し上げました職員による検討委員会と、これはやはり本町でパソコンシステムを導入してからまだ日も浅いわけでありまして、そうした面では職員全体がですね、そうした、パソコンに当たってのホームページのソフト部門も含めて積極的にかかわっていくと、そのことが職員全体の研さんにもなるわけでありまして、したがって、現段階といたしましては、そうした委員会組織によるですね、中身の充実についてより深めて勉強をさせていきたいと考えております。

したがって、専任職員につきましてはですね、現在のところ配置する考え方は持っておりません。これは今置かれている私どもの地方自治体の環境というものは、非常に厳しいものがございまして、そういうふうに職員を固定化する、あるいは特定化していくということよりも、より多くの職員がそうしたパソコンの操作、その他についてもですね、より研究を深めて柔軟に対応できる、そういう資質の向上につなげていきたいものと考えているところであります。

また、小中学校の教育でのパソコンの拡充というお話がございましたので、これについては教育委員会のほうからご答弁をさせていただきたいと思っております。

湯浅亮議長 阿部教育長。

阿部靖博教育長 学校におけるパソコン等の活用に合わせて、町民向けの講座等の関係でございまして、現在も学校施設を利用いたしまして開催をしているわけでありまして、町民の皆様が、たいへん熱心でございまして、たいへん申し込みが多くてですね、機械のあるいは指導する先生の目の範囲もございまして、だいたい

20人1回くらいというかたちで開いているところでもありますけれども、今回の中学校におきました講座におきましても、アンケートをとってみますと、更にまた受けたいというような希望がたいへん多うございますので、新年度におきましてもですね、できるだけ情報関係の講座については、これからも多く開いていこうというようなことですね、計画をしているところであります。

また、学校のパソコンの導入につきましても、年々、計画的に進めておりますので、更にですね高額の機器でもございますので、町民に開放へ向けてですね、学校とまた更に相談もしていきたいというふうに考えております。

湯浅亮議長 5番、宗像議員。

宗像一議員 なかなか、余りにも進みが早くて、ついていくのにたいへんなわけでありまして、ほんとうにいろいろと心配される面もあるわけですが、非常に今、町民のかたも窓口体制は、大したよくなってきたよということはお聞きしているわけでございます。

しかし、住民への対応と申しますか、気配りというものを十分、また、親切に扱っていただくような方法で気をつけていただきたいと思います。そういったかたちが起きると今、手作業で進められるということですから、なにかと時間もかかることだと思いますので、そういった対応をひとつ、どうぞひとつお願いしたいとかように思います。

災害時の関係におきましても、手作業だということですが、そういったことも十分、間違いのないようにチェックを重ね、ひとつ進めていただきたいと思います。

3番目の専任職員の関係ですが、それぞれこれは役場が窓口になってやっていくことはなかなかたいへんです。しかし、各商工会関係やなんかともいろいろ連携をとりながら、そういうインターネットを通しての販売通信関係いろいろやってる人もいるものですから、そういった関係の連携をうまく結べるようなかたちを、どこかがやはりきちっとしてやらないといけないと、さきほどの答弁では、それぞれうちの役場内の課においては、それぞれみんな真剣になってやってくださることは、私は見受けられるわけですが、やっぱり、ほかとの連携関係もひとつよろしくとれるようなシステムの状態の指導と申しますか、相談役になってやれるような窓口がほしいなと、かように思うわけでありまして。

新聞報道によっても非常に各町村とも、PTA活動の取り組みとか、また池田町職員間の連絡情報の共有化システムだとか、また、大樹町においても議員が勉強会などを進めておりまして、これは私どものほうは議員会の取り組みかなとも思いますけれども、私どももパソコンというものは、こういうかたちの働きをしているんだという、ひとつ勉強会などぜひ設けていただきたいと思いますなとも、かように思います。

地域によってはパソコンルームを市民だとか町民に開放してですね、パソコンに触れる機会を積極的に奨励しているところもあると聞いております。一家に1台と言われている中でございます。そういう普及しつつある現状を考えたときに、そのような取り組みも、パソコンルーム的な取り組みも考えてみてはどうかなと、そういったものに着眼していく必要があるのではないかなと思われるわけですが、そういったこともご検討いかがなものかと思えます。

これは私さきほど教育委員会からご答弁いただいたので、ちょっとこれは答弁いりませんけれども、ちょっとご検討いただきたいなと思うんですけれども、町民大学は教育委員会ですから、私参考までに申し上げたいと思うんです。

先日、町民大学のパソコン講座を私も受講させていただきました。受講生の中には多くの初心者で、これからパソコンを購入しようとしている人も、やっぱり参加されるんですね。そしてもう、実践されているかたと一緒にあって受けるものですから、なかなか初心者にとっては困難なものがあるわけであります。

パソコンのシステムについては、私も勉強をさせていただきました。たいへんなもんだなということで、ほんとうにいい機会であったなと思って感謝しておりますが、そこで、それぞれのレベルにあったですね講座であってほしいなと。そして、前日の復習をもう一度手に取ってやっていただける、ゆとりのある時間設定というものが必要ではなからうかなと、そういったことを感じました。

きめ細かな指導体制にあってほしいということをお願いし、今後のご検討をしていただければなと思うものですから、ひとつよろしく申し上げます。どうもいろいろと申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

湯浅亮議長 齊藤町長。

齊藤敏雄町長 お答えいたします。

ただいま宗像議員お話のとおり、コンピューターの世界は正に日進月歩でありまして、3か月もたつともう古くなるというふうなスピードだと考えております。

そうした中で、私どももせっかくそうしたパソコンという情報機器を導入いたしておりますので、それを最大限に活用いたしまして、そのことに伴って、住民の皆さんがたへのサービスの提供、これをより高めていく必要があると考えております。

住民への気配りというお話もありました。これはひとつにはですね、やはり職員が皆パソコンの画面に張り付いてますとですね、町民の皆さんがたも、ちょっと声も掛けがたいというふうな状況も、現実にはあるような気がいたしております。

それだけに私どもも、そうした町民の皆さん、あるいは来庁される皆さんがたに対する気配り、あるいは気遣いというものを忘れてはならないと、このように考えているところであります。

あるいはまた、ちょっとした軽微なですね、入力ミスというふうなことも、これは絶対発生しないとは言えないわけでありまして、その際の町民の皆様がたに対するアフターケアというふうなことに、より気配りをしなければならないことだと考えております。

また、さきほども申し上げましたように災害、その他のトラブルが発生したときには、残念ながら現在のシステムとしては手作業に頼らざるを得ないわけでありまして、その際にも、町民の皆様がたに大きな不便をかけないかたちで、そういうトラブルに対応していかなければならないと思っております。

それから、せっかくのシステムですから、もっともっと町内全体を総合的にですね取り込んだ、一元的な情報の受発信をしてはどうかというふうな意味のお話だったかと考えております。現在、町内にありましてですね、かなりの民間のかたがたも含めてホームページを開いております。

そこで町のパソコンとですね、対外的にアクセスがあった場合に、民間企業等へアクセスできるシステムにしているところがですね7社ございます。また、逆にですね民間のパソコンにアクセスがあった場合に、町のほうにアクセスできるシステムにしているところが2社ございます。

したがってこれからはですね、双方向のですねアクセスによって、町の全体的な情報

発信がですね、役場のホームページを通してできるようなシステムに、拡大をしていく努力をしていきたいと考えているところであります。

それから、パソコンルームのようなものというお話であります。確かに気軽にですね、例えば役場のロビーだとかですね、そういうところでも操作ができるようなシステムということが、私もこれからの時代としては非常にいいことだと考えております。

そこで平成13年度、新年度の予算で、図書館にですねそういうパソコンルームっていいでしょうか、場所を設置していきたいということで、当面その図書館の設置した以後のですね、活用の度合いを見ながら、その後は考えていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

湯浅亮議長 3番、吉川議員。

[吉川幸一議員 登壇]

吉川幸一議員

1. 新得町の21世紀を見つめて

平成12年の定例第4回一般質問に、2点5項目についてご質問をさせていただきます。20世紀も後12日で終わりとなります。この壇上で21世紀の新得町のことで話ができる、質問ができるっていうことに、私は私を支援していただいたかたがたに、感謝とお礼を申し上げたうえで、質問をさせていただきます。

今回の質問は、1点目は私の思いをぶつけてございます。2点目はイエスかノーでございまして、町長さん再質問のないようなご答弁を期待させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

1点目は新得町の21世紀を見つめてということで、3項目取り上げてみましたが、当面、今新得町最大の難問は、サホロリゾートだと私は思っております。町長、助役をはじめとし、職員の皆様がたの英知に多大な期待をしておりますので、今回は取り上げておりません。

今回は新得町が夕張、占冠とともに平成7年に期成会を設立し、道道夕張新得線早期整備を要望した道道が、路線の認定で今すぐにでも現実のものになるのかなと思っておりましたが、時間だけがかかっており、高規格道路が先に決まり新得町はインターチェンジがつかんと、パーキングエリアだけという説明でございます。

十勝の玄関口としては、道道夕張新得線はなにがなんでもつけていただきたいと思う一人でございます。10月27日、道議会議員の先生がたと十勝議連のかたがたと串内から視察をいたしました。今現在の道道夕張新得線の見通しを聞かせていただければと思っております。

2つ目は、道立畜産試験場で質問させていただきます。

この質問はもう少し早く話しをしていればと今思っております。滝川の畜試が廃止をされ新得畜産試験場に統合され、名前も北海道立畜産試験場になり、施設も充実、定員も増加されたことは、新得町にとってほんとうによかったと、すばらしいことだと、もろ手を挙げてやったと喜んでおります。一時は滝川に統合かという話しもあっただけに、町長の常日ごろ町を思い、関係部署に熱心に話しかけた成果だと評価をさせていただいております。

新庁舎内、畜舎を視察させていただきました。バイオテクノロジーを利用した技術開

発、いろいろな研究開発を促進していただけることだと思いますが、道立畜試に対して、民間企業が十勝に進出してくる動きがあるのではないかなと私は考えます。町はどのように把握をしているか、お聞きをいたします。

3つ目は町村合併でございます。

町長は全国町村会も合併反対を宣言したと、先日の行政報告でも話されておりましたが、私自身も町村合併は大反対でございます。しかし、この問題は地方自治だけを唱えても、国とマスメディアによって、大きなうねりが押し寄せて来るような気が私にはしてなりません。新得町として広報しんとくに町村合併の検証がつづられ、合併に対してのメリットとデメリットが書かれております。主に中身はデメリットばかりのような気がいたします。

私も読ませていただいておりますが、少々不安になっております。ここで考え方を変えて、逆に合併があったときの新得町全体を見直してみてもどうか。ここでは私は施設の面を取り上げてみたいと思います。

新得町の建物はこれでいいのかと見直しをしたとき、今現状の建物では非常に心もとないと私は思っております。反対だけでなく、準備の計画を立てられてもよいのではないかと。町長のご答弁を期待いたします。

2. 屈足運動公園と分譲地について

2点目は屈足運動公園と分譲地についてでございます。屈足運動公園は公園としてパークゴルフ場として、大雪まつりの会場として、消防演習場として、また冬はクロスカントリーコースとして、いろいろな多目的に利用をされ、毎日たくさんの人々が利用しております。

利用しているかたがたの町民の皆さんが、全員一つのこと話してをされます。トイレを改築してほしい、そのような話を何回も聞かされております。また、新得の焼き肉ハウスがほんとうにすばらしい焼き肉ハウスに変身したら、屈足も欲しいな、こういうふうな声も聞かされております。

また、公園全体の利用促進価値を高めるには、私はグラウンドの盛り土を取り除いてほしい。このような要望もたくさんございます。ご答弁よろしく願いをいたします。

また、屈足のさわやか分譲地でご質問をいたします。さわやか分譲地は、1次のときは、果たしてすべてを整地したら売れるのか売れないのか、不安いっぱいスタートであったかと思われましたが、そんな不安も分譲発表と同時に希望者が殺到し、新聞紙上で何回も新得町屈足の名を高めていただき、すばらしい結果でございました。

その後、すぐ第2次分譲を町長の大英断で決めていただき、また、この第2次分譲もすばらしい結果であったのは皆さんもご承知だと思います。今回の分譲で20世帯以上の人々が抽選で漏れたと聞いております。

私はすぐ3次分譲をと思っておりますが、町長のお考えを聞かせていただき、質問を終わらせていただきます。

[吉川幸一議員 降壇]

湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

斉藤敏雄町長 お答えをいたします。

主要道道夕張新得線につきましては、平成5年5月に延長103.7キロメートルの

長大路線といたしまして主要道道に昇格しております。本線は延長103.7キロメートルのうち、舗装済44.6キロメートル、砂利道が59.1キロメートル、うち未開削区間は約2.6キロメートルの状況になっております。特に日高あん部を中心に、新得町広内地先から南富良野町串内牧場入口、約15キロメートルの整備が大きな課題になっているところであります。

本路線の整備に当たりましては、平成7年2月に沿線自治体1市2町1村をもって、主要道道夕張新得線建設促進期成会を組織いたしまして、早期建設に向けて運動を続けてきたところであります。

本路線は、道東と道央を結ぶ最短ルートといたしまして、また、冬期間の交通安全対策道路として、更には災害時の物流をはじめとする交通アクセスルートとして、重要な役割を果たす道路であると考えております。

また、町民の皆さんをはじめ、近隣町の高速道インターチェンジへのアクセス路ともなり、トマムリゾートやサホロリゾートとの観光交流ルートなどといたしましても、たいへん大きな期待をされているところであります。

町並びに期成会といたしましても、関係機関の北海道建設部、関係土木現業所などに要請してきたところであります。更に、本線の必要性をよりいっそう理解していただくため、管内選出の道議会議員や、十勝地方議員連絡協議会の皆さんに現地調査をしていただいたところであります。

本線は、新得広内から串内牧場間の整備により、最低160億円以上の事業費が必要と言われており、これが最大のネックとなっております。

今後とも、期成会加盟市町村と連携をとりながら、また、道議会の先生がたのお力もお借りしながら、積極的に要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、企業誘致についてお答えをいたします。

おかげさまで、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力によりまして、北海道立畜産試験場が再編スタートすることができました。職員は従前の100名体制から、現在は142名であり、将来は156名体制に移行することとなっております。このことによる町への波及効果は、人口増はもちろん、住宅の建設や購買の増加、各方面にわたっての計り知れないものがあると考えております。

再編後における研究職員は57名体制となりまして、主要な研究といたしましては、肉用牛黒毛和種等の研究、バイオテクノロジーの研究、更には清浄環境条件下、いわゆるSPF、ウイルスのない無菌状態での養豚、綿羊等の研究、畜産環境などの試験研究が重点的に取り進められると伺っているところであります。

こうした研究を進めるに当たりましては、研究者同士の交流、民間との共同研究、そして、これらによって企業者の来町や物品の納入など、いろいろとかわりがあると考えられるところであります。

更に、研究に当たりましては、本町の農業が研究の素材や資源として活用していただけるものと期待をいたしております。再編スタートとして始動したばかりでございますので、畜産試験場の協力をいただきながら、企業誘致や農業振興に直結するよう、努力をしてまいりたいと考えております。

これらの前提には、農家のかたあるいは商業のかたがたが、それぞれ畜産試験場をいかに利活用するかということが大きな問題となりますが、幸いにいたしまして、試験場

長さんには地域に解放された試験場づくりを目指しておりますので、当面、新得版的な産学官の構成で起業に向けた研究会、いわゆる産業クラスターを発足させて、取り進めることができないか検討していきたいと考えているところであります。

次に合併問題であります、この間の議会におきましても数度にわたりお答えいたしているところでありますが、最近の条件につきまして、その概要を申し上げたいと存じます。

北海道では、9月に市町村合併推進要綱を策定をいたしまして、自主的な取り組みを進めるための検討素材として、その推進の方向が示されております。

一方、12月6日に開催されました全国町村長大会において、国からの一方的な強制ではなくて、地域住民の自主的な意志を十分尊重することの緊急決議を行ったところでありますし、また、これよりさきにかねました全国町村議会議長大会でも、同様趣旨の緊急決議が行われたと伺っております。

また、町広報では、町民とともに合併問題の共通理解を深めるための「検証市町村合併問題」と題して、現在まで各テーマに沿って7回にわたり連載中でありまして、今後ともその啓発をいたしまして、住民とともに考えていく必要があると考えております。

そこで、合併の準備をしてはどうかとの質問でありますけれども、それぞれの町村には歴史的な経緯、文化や風土、自然的、地理的条件がそれぞれ異なっておりまして、市町村合併は地方自治の根幹にかかわり、将来にわたる地域の在り方や住民生活に大きな影響を与える最重要課題であります。

私は基本的には、合併によらない道を模索し、この対応策として、常に本町の独自性を全面に、そして、なおいっそうの行政のスリム化や経常経費の削減に努め、健全財政を維持しつつ、広域連携など広域的観点に立ったまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、さわやか団地であります。

昨年の第1次分譲33戸に続き、今年、第2次分譲27戸を造成いたしましたところ、坪5千円台という価格の魅力と、本町の立地条件ともあいまって、好評のうちにほぼ完売することができました。1次分譲におきましては13戸が、また2次分譲につきましては5戸が、建設着手いただきまして、定住促進と屈足地域の振興に寄与できているものと思っております。

第3次分譲とのご質問であります、需要を見極めまして、ある程度の完売の確信を持てる段階になれば、考えていきたいと思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

なお、屈足運動公園の整備につきましては、教育委員会からご答弁を申し上げます。

[斉藤敏雄町長 降壇]

湯浅亮議長 小笠原教育委員長。

[小笠原一水教育委員長 登壇]

小笠原一水教育委員長 屈足公園の改修に関するご質問にお答えいたします。

焼き肉ハウスとトイレの改修につきましては、老朽化しておりますので新年度予算に計上すべく検討しております。

また、グラウンドの盛り土を除去してはとのご質問であります、屈足公園の将来的な利活用にかかわることでもありますので、関係者の意見も伺って、今後の方針を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

[小笠原一水教育委員長 降壇]

湯浅亮議長 3番、吉川議員。

吉川幸一議員 夕張新得線でございますけれども、これは、私どもがこうすれ、ああすれってということではなく、町長が常日ごろ思っていることでございますから、いっしょうけんめいがんばっていただいて、狩勝とともに十勝の玄関口になっていただきたいと、私は思っております。

畜試の問題でございますけれども、企業誘致でお話しをいただいたんでしょうけれども、積極的な動きは今のところは、なにもしてないようなご答弁であったのではないのかなって思っております。

私はやっぱりいろいろなハイテク、バイオの中でも、民間企業はほんとうに進んでいる世界だと思っております。今回の畜試に関しても、薬品それからハイテク、バイオ、すべてのもので民間企業は、この北海道の畜産試験場になったわけですから、毎日のように日参をしているのではないのかなと。

そのときに、この畜産試験場に関連をした企業は、今、十勝にどのくらいの会社が、薬品なら薬品、バイオならバイオ、ハイテクならハイテクですね、十勝にはどのくらいの営業所があるのか。その十勝にない営業所で、企業が動いてくる可能性のあることがないだろうかと。これはやっぱり職員がですね、畜試の職員と話しをして、話しをしながら情報をつかむ、察知するのが必要なのではないだろうかと。

当面ですね、何社ぐらいこういうふうな企業があるのか。出てきたいと思ってもですね、まだしりごみをしてると。帯広に出るのだったら新得町に出ていただきたいという、積極的な働きかけをしていけばいいのではないかなと。

だから、今までの企業誘致は、町から積極的に働きかけたのと、向こうから来ていただいたのいろいろなあると思っておりますけれども、この北海道で一つの畜産試験場ですから、私は職員が各企業を出張して回ってですね、新得町に土地を提供するから企業来てくれないか、一人の優秀な職員のかたがたくさんいらっしゃるわけですから、一人に1か月ぐらい休暇をやってですね、各企業訪問して1社ぐらい連れてこなかったら、話にならないぞというぐらいのペナルティーとですね、プレッシャーをかけながら各企業を回られたら、私は新得に企業は、人とともについてくる可能性があるのではないのかなと、そのように思っておりますが、どのようなもんだかご質問ご答弁願いたいと思います。

また、合併でございます。

この町村合併は、町長の答弁と私の質問とは絶対に食い違うと、絶対に平行線だっていうのは、この質問書を出したときから分かってございます。私は一議員でございますから、勝手に質問をさせていただきますけれども、地方自治っていうのは新得町にもあるし、近隣町村全部の町村がそうだと思っております。

ただ、私は本町が本庁になるっていう前提のもとにですね、吸収をするのは勝手ではないのかなと。なにも、本町が吸収されるような合併を私は望んでいない。本町が本庁になると、そのものを常に頭の中に入れてですね、一方では地方自治をうたい、一方では今合併したらどうだろうかと、よその町村に働きかけるのも、本庁になれるときだったら時期はいつだってかまわない、私は思っております。

今、検証でもってですね、第4回の検証だったと思います。この施設はですね、まだ造ったばかりだし、新しいしこれは残しておこうっていうようなものが、第4回の検証には書かれてございます。全体にですね、検証を読ませていただいていると、なにか

新得町が吸収されるような、あたかも吸収されるような書き方ばかりなんです。なんで、あの検証が吸収するような書き方を、できないのかなって私は思うの。

町村合併が今ほんとうに国とですね、新聞等で取り上げたときには、必ず大きく取り上げるんですよ。この間、北部の音更・鹿追・土幌・上土幌の職員の広域交流なんかも、ほんとうに大きく取り上げていたなと思います。

今、どこかどこかの話し合いがあるっていったときはですね、マスメディアは絶対に地方自治のことは、さきほども言いましたけれども、私は考えてない。町の事情なんというのは考えないで、世論調査等でもですね、合併はしたほうがいい。これの声が非常に大きくなるだろうって思います。

ですから、この議場でしゃべっててですね、いつどこでどういうふうに話し合ったらよその町と合併ができて、本町が本庁になれるかって研究チームを作ったらいいんだ。私は一議員ですから、勝手なこと言わしておりますけれども、こっから先は町長のお考えですから、この合併問題は私はそのように考えてございます。

分譲地でございます。町長は答弁の中で、この分譲地完売の確信がついたら3次分譲をやります。ご答弁されました。完売の確信っていうのは、1戸なのか2戸なのか3戸なのか、今度の分譲地はどのくらい予定して、それを完売の確信がついたらっていうのか、そこら辺が見えてございませんでした。

その完売の確信がついたらって言ったら、もう3次分譲は既にやるんだっていう、私の理解の仕方でもいいのかなって思っておりますけれども、私はほんとうに大英断で33戸、27戸、まあ26戸でございますけれども売れている。今回も40戸ぐらいやろうかなんて言ったって、それはどうかなって思いますけれども。私はね10戸でも20戸でも30戸でも、やっぱり1回あることは2回ある、2回あることは3回あるんですよ。次から次へと打ち出していただいて、最後は残るかもしれんけれども、でも、売れているのは確かなんです。

だから、勝毎の16日の新聞で、高橋さんっていう人が、新得町は国調の調査の人口のことで書いてございます。積極的に活発なまちづくりを展開している町だと、新得町のことを褒めてございました。今度の国調は、職員の皆様たいへんだったと思いますけれども、新得町は2.1パーセントの減、これはほんとうにご苦労様って言いたいと思います。

この、新聞紙上でもですね、積極的に展開して素晴らしい町だと。それから、ちまたではですね、町長のことをほんとうに素晴らしい町長だと、強運を持っていると、やることなすことが全部当たっているわけです。なんで、その3次分譲がしりごみをしているのか私は分かりません。ご答弁していただきたいと思います。

また、新委員長の小笠原さんでございます。焼き肉ハウスとトイレはやっていただけると、ホントに頼もしい委員長がなっていたなと私は思っております。

ただですね、土手の改修に関しては、非常にもの見事な短いご答弁だったなと、その説明が、なんで検討しなければいけないのかの説明が、ちょっと不足していると思います。関係各団体と言われましたけれども、私も関係各団体に聞いて、この質問をさせていただきます。私の質問は各関係団体に聞いて、こうしてほしいっていうから取り上げて質問したのに、私の質問を信用してないようなご答弁のような気がする。

今、パークゴルフ場の土手は、昔野球場の外野席の関係で、盛り土をしたとこでございます。トラックで土を運べば、あの土の投げ捨て場も、それからトラックで何台分か

っていうのも、私は数字をはじいております。そんな、投げ場どこにしようかなんていう心配はございません。

ただ予算を計上していただければいいだけでございます。パークゴルフ場でやってる人がたは、あの盛り土については、やっぱり足を滑らせる。それから、あれを平らにしてですね、あそこだけでも平らにしたら、すごい面積が斜めになっておりますので、すごい面積の利用価値ができると。また、屈足運動公園そのものが、あの土手で遮られておりますから、その北と南を土手を平らにしたら一望ができて、また利用しやすい公園になると。

これは、パークゴルフの人もクロスカントリーの人も、いろいろな人があの公園は、あの土手は削除してもらいたいと、このように要望しております。私の聞いたのと、教育委員会が関係各団体っていうのは、答えが同じだと思えますけれども、ちなみに各関係団体っていうのは、どことどことどこだか分かっていたら教えていただきたいと思っております。よろしくご答弁のほどを。

湯浅亮議長 齊藤町長。

齊藤敏雄町長 お答えをいたします。

ただいまお話ございました夕張新得線、これが開削されたあかつきの効用というのは、ほんとうに十勝道東の発展も含めてですね、計り知れない大きな効果があると考えております。それだけにですね、今後ともこの主要道道夕張新得線の早い着工に向けて、粘り強い運動を続けていきたいと考えているところであります。

ただ、ちょうど並行いたしまして、高速道路が近く着工の運びになるかと考えております、道といたしましても、この主要道道夕張新得線については必要のある道路という認識を持っております。

したがって、そういうふうな並行して進む高速道路との関連等もにらみながらですね、将来に向かってなんとかそうした時期を迎えるように期成会を挙げて、あるいはまた、町民の悲願でもありますので、最善の努力をしていきたいと考えております。

2点目の畜産試験場の問題であります。

私もかつて、農林課長をやっていた折に、当時、北海道立工業試験場の中にですね、食品加工、今の食加研であります、道立の工業試験場の中にございました。その折に、本町の農産物の製品の開発で、何度か足を運んだことがございます。そういったしますと、そういう試験研究機関には、今、吉川議員おっしゃったように、いろいろなかたがたが出入りをいたしております、そこにはいろいろな実は情報があるわけでありまして、

そういう、情報を収集する場所としてはですね、極めて有効だと考えております。したがって、本町の再編されましたこの試験場につきましても、そうしたいろいろな動きがあると考えておりまして、できるだけそうした情報の収集に最善の努力をしていきたいと、そういうまた情報がですね、存在をしている場所だと私は考えておりますので、なんとかそうした新しい試験場が出来たことよっての企業の接点といいましようか、そういうようなものを求める努力をしていきたいと考えております。

合併の問題であります。合併の問題につきましても、まだまだ町民の皆さんがたも、情報が必ずしも十分でないと考えております。したがって、そうした合併についてのいろいろな情報というものを、引き続き町民の皆様がたに広報を媒介としながら、お知らせをしていかなければならないと考えております。

最終的には合併というものは、私は町民が判断する事項だと基本的にそう思っております。

す。それでいろいろな情報提供しながら、私は可能性の問題でありますけれども、もしそれが可能だとすれば、私は広域連携という道を模索をしていく必要があるのではないかと。

それは、いろいろな手法が考えられると考えておりますし、全体の流れとしては、吉川議員ご指摘のとおり、この合併への国の動きというものが、今後ますます強まってくるだろうということも考えながら、そういう道を模索することができないかというのが、私の現段階における思いであります。

全体的な状況を見てみますと、1か月半ぐらい前の日経新聞でしたでしょうか、やっと合併協議会ができてテーブルについた地域がですね、日本全国で16地域と、たしかそのように記憶いたしております、なかなか遅々として進めないというのが現段階の状況だろうと考えておりますし、また、道内においてそうした合併協議会が設立した場所は、まだ実はないわけでありまして、突っ込んだそういう合併協議会の設置に向けたですね、動きもまだないというふうに情報を得ております。

そうした段階でありますので、私はこの合併についてのなんていいましょうか、在り方をですね、まだ、この段階で明らかにすべきではないのではないかと。

片やでは、やはりさきほど申しましたように、そうした行財政の改革というものを進めながら、町としての体力ですね温存していくべきではないのかと、そのようにも考えております。

いろいろな施設を先行して整備してはどうかという吉川議員のご質問でありますけれども、これはやっぱりそうした公共施設、早晚本町の財政もハードの面に先行投資をいたしますと、そうした状況を迎えてしまうと。ではなくて、もうちょっとこの問題については考える時間、町民とともに考える時間という時間に当てていきたいと、このように思っているところであります。

また、分譲地の問題であります。確かに、おかげさまで屈足の1次2次とも、私どもがビックリするぐらいの売れ行きでありまして、そうした面では、ほんとうに有り難いことだと考えております。

そこで、第3次ということも頭をよぎらないわけではありませんけれども、新年度におきましてですね、新得地域にも新しい分譲地の造成を実は計画をいたしております。したがって、片やではさわやか団地の売れた分譲地に、どういうふうな住宅の配置になっていくかという行方も、見極めていきたいと思っております。

幸いにいたしまして今、国の住宅新築に対する減税の追い風が吹いておりますので、かなり早いスピードで建っていくのかなと。そういう建築の状況というものも見ながら、3次の在り方について考えていっていいのではないかと。当面13年度におきましては、新得地域における、新たな団地の造成をぜひとも進めていきたいと、このように考えておりますのでご理解賜りたいと思っております。

湯浅亮議長 阿部教育長。

阿部靖博教育長 お答えを申し上げます。

たいへん、力強いご意見をいただきました。信用してないのかという、決してそういう意味ではございませんでして、私どもも屈足の地域の皆様がたには愛されている、そしてまた、たいへん利用の多い施設でございますので、ぜひ、そういった面ですね、よりよいこれからの利用が図れるようにというようなことでは、同じ思いだというふうに考えております。

私どものほうも、正式なかたちで論議をしている状況でもございませんので、将来にかかわることでもありますので、ぜひですね、そういった場を設けて議論をして方向を決めたいという意味でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

湯浅亮議長 3番、吉川議員。

吉川幸一議員 久びさに一般質問するものですから、舌っ足らずで途中で抜かしております。

畜試のですね企業誘致は、ほんとうに向こうで情報をつかんで、私はもう来る企業は必ずあるのではないかなと思っております。

そのときにですね、一つお聞きしたいんですけれども、町は企業誘致のための土地を提供する用意があるのか、また、その考えられるある一定の土地をですね企業に提供できるのか、そこだけご答弁を願いたいって思っています。

また、合併でございますけれども、私は今、来年度の予算、再来年度の予算でどうのこうのということではないです。町長は財政が豊かだ、新得はこの財政を堅持して体力を温存して、そしてこれからの新得町を見つめてゆくと。私はある一面では、やっぱりこの新得町の庁舎、これは考えておくべきではないかなと。新しく建てるべきだと。

今の現状でですね、この庁舎を建てたならば、ただ新得の庁舎が古いから新しくなりましたっていうだけのインパクトでございますから、常に足し前ができて、新得町は合併のための準備をしてるっていうのを、よその町に見せる必要があるのではないかと。大きく足せるような設計のもとで、新庁舎は私は準備してですね、建てる計画を、それだけでなく準備をしなくても、この庁舎は立て替えがいかがなものかなと私は思っております。

それから、私は常々言っておりますけれども、前に文化の高い新得町なんて言って、吉川さんの言葉には似つかわれないなって笑われておりますけれども、今この庁舎を見直して新しく建てる場所は、私は図書館ですとかこの文化ホールですとか、それから消防庁舎ですとか、いろいろ見つめ直していったら、その建物を新しくして準備をしていく必要があるのではないかなと。

こういう青写真はやっぱり、一朝一夕ではできない。何年もかけてやっていかないといけないわけですから、2001年を契機にして、1月元旦からですねこの計画を取り組まれてはいかがかなと、町長の頭の中で取り組んでいただけたらなと、よろしく願いをいたします。

また3次分譲でございますけれども、1次2次は私はやっぱり分譲地も、私自身の中で考えますと、場所が非常によかったのではなかったかなと、それが町内外の人にうけたって思っております。

行政のかたは値段だとかいろいろな要因がございますけれども、まず、私は場所がよかったのではないかなって思っております。新得を今、栄町のほうで屈足と同じような反響になるように期待をして、その反響があったあかつきにはですね、また、屈足の3次分譲を期待しておりますので、よろしく願いをいたします。

また、教育委員会にお尋ねしますけれども、あそこに、バックネットございますね。非常に腐食しましてね、危ないんですよ。町村の地域の人と話しをされるときは、野球場のバックネットが腐食をして危ないのもですね、今後どうしていったらいいか。

私は野球場をですね、どうのこうのすれっていう話ではないです。ただ、あのバックネットは非常に危ないから。地域の人がやっぱりあの土手も取り除いてほしいと言った

ときには、来年度は予算が付くのを期待しております。

バックネットの問題はどのように考えられておるか、それだけご答弁願いたいと思います。

湯浅亮議長 斉藤町長。

斉藤敏雄町長 お答えをいたします。

畜産試験場の問題、私どもも今回の畜産試験場が単に再編整備されて、職員が増えたとかあるいは中小家畜も来たとかということだけでとどまっては、せっかくの試験場の進出がですね、余りにももったいなさすぎると、このように考えております。

したがって、例えばそういう中小家畜が増えたことによって、そういう中小家畜を活用した食文化がこの町に定着をすとかですね、これも非常に大きな経済效用というものを発揮していくと思うんですね。

したがって、今、吉川議員が質問あるように、私どももできればなんらかのかたちで、そういう企業誘致というふうなものを、いろいろなかたちでこれから先も働きかけていくと同時に、もっともこの畜産試験場が再編整備された效用といいましょうか、効果というものが波及的に広がるような、そういう活用の在り方をどう進めるかということが、私どもに課せられた課題ではないかと、あるいは町民に課せられた課題だと考えております。したがって、そういう立場で努力をしていきたいと思っております。

そこで、その企業誘致があった場合に、土地の提供はどうかというお話であります、これはやはり進出してこられる企業の条件なりですね、あるいはその企業の中身なり、そういうものを勘案いたしまして、これは私は協力できる範囲ではないかと、そのように考えております。

それから、2点目の合併の問題。吉川議員の合併に対する思い、熱い思いというものは、私もそのまま受け止めさせていただきたいと思っております、今まだ庁舎の改築その他についてですね、この場で明らかにする段階ではないと思っております。

それからさわやか団地の3次分譲の問題であります。本町はおかげさまで、さきほどの質問にもありましたように、今回の国調を見ましても、減少率が極めて低かったと。これは、非常に有り難いことだと考えております。

それだけに今後ともですね、町の活力というものを維持する、あるいは高めていくためには、どうしてもやっぱり定住促進というものに大きく力を入れていく必要があるのではないかと。そのためには、定住促進ができる条件を提供していくのが、町の仕事だと考えております。

したがって、ただいまご質問にあります3次分譲も、私は視野に入れながらですね、新得町全体の定住促進を、どうこれから先も進めていくかという、全体の中に次なる分譲地のことも考えていく必要があると思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

湯浅亮議長 阿部教育長。

阿部靖博教育長 バックネットのお話でございますけれども、公園を造成した段階では、野球あるいはソフトボールというふうなことを、想定した施設というふうに理解をしておりますので、現在ではそういったスポーツが、しばらく見えないという状況にもありますので、基本的にはそういう施設が必要がないのかなという考えもします。

いずれにいたしましても、その論議のときにですね加えていただいて、ご意見をいただいきたいというふうに考えております。

湯浅亮議長 休憩抜きにして、続行させていただきたいと思っております。

湯浅亮議長 13番、松尾議員。

[松尾為男議員 登壇]

松尾為男議員

1. PCB入り安定器使用の蛍光灯などの撤去・対策について

定例第4回の議会に当たりまして、環境問題といたしまして、私はPCB入りの安定器使用の蛍光灯などの撤去、それから対策についてお伺いいたします。

高圧トランスとか蛍光灯、それから水銀灯の安定器などに広く使用されておりました、有害化学物質のPCBこれにつきましては、1968年のカネミ油症事件を契機にいたしまして、1972年8月以降、製造・輸出入・販売が禁止されました。更に撤去及び使用済みのPCB入りの安定器や変圧器につきましては、化学的に処理する方法の基準化は既に決まっておりますけれども、処理する施設の設置が一向に進まないということから、特別管理廃棄物として厳重な保管が義務づけられて現在に至っております。

しかし、1972年以前に設置いたしました公共的施設には、PCB入り安定器付きの蛍光灯などが、全国的に使用されていまして、10月には岐阜市の小学校、それから東京都内の小学校で事故が発生しました。

また、この12月になって北海道の北見市中央公民館研修室で、更には北広島市の大曲中学校で、蛍光灯のPCB入り安定器が破裂するという事故が、相次いで発生いたしました。

この現状から、新得町においても使用されていると思われます。使用の現状はどのようになっておりますか、まず調査だと思われます。専門業者によりますと、機種によっては安全なものもあり、また、メーカーによっても違っていると聞いております。

結果的に使用している場合にはどのように対処するのか、安心できる町の調査結果を期待いたしまして、お答えをお伺いします。

[松尾為男議員 降壇]

湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

斉藤敏雄町長 PCBの安定器の蛍光灯などの、撤去対策についてのご質問にお答えをいたします。

PCBいわゆるポリ塩化ビフェニールは、熱に強く安定した化学物質でありまして、電気を通しにくい性質を持っていることから、以前にコンデンサーなどの電気部品の絶縁体として多く使用されていたものであります。

しかし、昭和43年に発生いたしました「カネミ油症事件」をきっかけに、危険な物質であることが明らかとなり、昭和47年、通産省から「使用禁止」の通達が出され、生産や輸入についても禁止をされております。

PCBを使用した安定器は、昭和32年1月から昭和47年8月までに製造されているようであります。

最近になって、学校施設などでPCBを使用した安定器の破裂事故が発生したことから、文部省から使用と保管状況について実態調査の依頼がございまして、昭和50年以前に建築された教育施設について調査したところ、おかげさまで本町では使用されているものはありませんでした。

これとは別に、町内の公共施設につきましても同様の調査を行いましたところ、役場庁舎の一部に該当する照明器具が残っておりましたので、早急に改修をいたしたいと考えております。

なお、家庭などで主に使用されております、いわゆるグローランプで点灯させる蛍光灯の安定器には、PCBは使用されていないとのことでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

[齊藤敏雄町長 降壇]

湯浅亮議長 13番、松尾議員。

松尾為男議員 学校関係は使っていないということで安心をしているところです。

役場庁舎の一部にあるということですが、政府はですね、PCBの絶縁用として含んでいる安定器を使った蛍光灯、それから水銀灯も、平成13年度中に、すべての公共施設から原則撤去ということで、方針が先般11月の25日の閣議で決定しております。

ですが、探しているところは学校にですねなかったということで、たいへん結構なんですけれども、小中学校ですね、そういう機器を抱えているところは、特別な予算措置はしないという、これまた、地方自治体だけでやるというような方針のようであります。

そういった中で、今回一部の役場庁舎の部分についても、撤去するというところでしょけれども、政府はですねPCBの処理を、今度は義務化するということで、廃棄物の無害化を図るためにですね、PCB処理促進法案というものを来年の通常国会に提出する方針になっております。

10年間で無害化を完了させるということを目標にいたしまして、官民がですね出資をいたしまして、PCBの処理基金これを創設をして、処理費の一部を基金で補助すると、この仕組みを作っていくというようになっているそうです。

無害化処理をですね、この計画で行ってもですね、10年はかかると言ってます。全国のPCBを抱えている、保管しているのはですね、民間が9割だそうです。とてもとても民間ではその処理はできませんから、10年もかかっていくということになるそうです。

当面、撤去したですね、廃棄物の保管もかなり厳重にしなければならないと思っております。したがってですね、保管の方法等ですね、どのようにするのかですねお伺いします。

それから、昨年南新得から東新内に移設をいたしました、受電設備、いわゆるキュービクルですけれども、南新得に置いたときには一定の監視ができました。この東新内のところはですね、常時というわけにはいきません。

したがって、一定の定期的にはですね、状況、状態を監視すると、確認をするというようなことが必要でないかと思っております。したがって、更に今年になってからですね、今保管されているPCBの、万が一のときにどうすればいいかということも含めてですね、道からの指導もあると思っておりますけれども、それらも含めてお伺いいたします。

湯浅亮議長 齊藤町長。

齊藤敏雄町長 お答えをいたします。

今、松尾議員もご指摘のとおり、国においてもこのPCB入りの安定器等についてはですね、平成13年度中に完全に交換処理をするという方針を出しております、そのことに伴って地方自治体においてもですね、同じ取り扱いをするようにという方針が出

されております。

したがって、私どもは方針ももちろんあるわけでありますが、やはり不特定多数の住民がですね、そのことによって影響を受けてはたいへんでありますので、そのために、さきほど申し上げましたように、全面交換に向けて最善の努力をしていきたいと考えているところであります。

また、撤去後の保管の問題については、それは設置者に義務付けられている事項であります。したがって、その保管の方法についてもですね、周囲に囲いを設けるとか、表示をすることですとか、周りに飛散をしないことですとか、あるいは、地下浸透しない方法だとか、一定のですね制限が設けられているようでありますので、私どもも撤去したそういうものについては、将来に向かって安全確保ができるような、管理をしていかなければならないと考えております。

比較的最近の問題でもありますので、どういう方法がいちばんベターかという方法も含めて、今後の課題としていきたいと考えております。

また、西十勝環境衛生組合の解散に伴いまして、そこで使っておりましたコンデンサーが、今お話しありましたように、ごみの埋め立て処分場の周辺に、土台はコンクリートにいたしまして、周りに鉄板のですね、さくを回しまして、いちおう、安全確保をしながら管理をいたしております。一般の人が出入りできるような状態ではないと考えております。

その保管をした場所が、いろいろなかたちでの影響を受けていないかどうか、これからも監視を続けていきたいと考えております。私ども、できればそういう産廃業者、その他処理できる業者があればですね、そこにお任せをして安全管理を確保したいわけでありますが、なにせPCBというふうなことで、そういう処理業者もいないということでもあります。

したがって、町の責任において、今回の蛍光管の撤去と合わせてですね、全体的な安全対策を講じていきたいと思っております。

湯浅亮議長 13番、松尾議員。

松尾為男議員 今回のですね、学校その他、たくさんの47年以前の建物については、15か17ぐらいあったと思うんですけども、たいへんな調査量だったと思います。これにつきましては、やっぱり、学校のほうもですね、公民館なども該当するものはないということなので、大幅にお金が節約できたということもあります。

しかし、町内業者のかたにですね、調査を依頼したと思うんですけど、町内の今専門の業者さんはですね、PCBが製造されているときには、まだ子どもだったんですよ。頼れるのは、いわゆるメーカーの情報の蓄積をですね、どう聞かかたいへんなのが実態なんですよ。

僕らも公民館等をですね見ますと、大きくPCBって書いてあるんですね、レッテルに。ところが、それはよくよく見ると、その裏側はですね、この器械はPCBは使用してませんと特記事項があるんですよ。そういうのがたくさんあってですね、調査をするかたも、たいへんな苦勞をしたということで、昨日の午後になってからようやくメーカーのほうもね、いろいろな資料を提供することになったんですよ、してくれるようになったそうです。それで、結局は製造番号だとか、そういったもので区分けしながら、発見していったということも聞いてます。

これも関心がありますから、どういう調べ方したらいいのかをですね、いろいろ相談

しました。結局この1週間ぐらいはですね、いわゆるその前も、既に道の教育委員会のほうから学校関係は言われてますから、調査はしようと思ったんでしようけれども、この短期間にかなり集中して調査をされました。

だから、この調査についてもですね、いちおうその苦勞にですね、なんらかのかたちで報いてやらないと、ほかの仕事は全然してませんから、ですからそういった部分で業者さんに聞くと、メーカーさんのほうがかなり資料を出し渋ったということがあったので、最終的に昨日の昼になったということもありますから、そういったことも事情を聞きながらですね、対処をしていっていただきたいと、このように思っています。

湯浅亮議長 齊藤町長。

齊藤敏雄町長 業者の皆様がたには、たいへん短期間の間に、しかも年末の忙しい折にですね、特段のご協力をいただきまして、厚くお礼申し上げたいと考えております。そうしたご苦勞に伴う費用弁償と申しませうか、これも当然の話でありまして、なるべく早く、そうした整備をさせていただきたいと考えております。

湯浅亮議長 暫時休憩をさせていただきます。再開は1時とさせていただきます。

(宣告 11時50分)

湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時00分)

湯浅亮議長 6番、松本議員。

[松本諫男議員 登壇]

松本諫男議員

1. 学校給食共同調理場と各公共施設調理場との統合、及び調理場職員の給食料改善について

20世紀最後の議会でもあり、平成12年度最後の定例議会でもありますので、私も1項目3点について一般質問をさせていただきます。

21世紀に向けて緊縮財政と言われる中で、13年度予算編成に向けて日夜ご苦勞をされている町長さんをはじめ、職員各位の皆様には敬意を表します。まず第1点目の質問であります。予算書決算書を見ますと、町内の給食調理室は大きく分けると、学校給食、老人ホーム、各保育所の4施設で行っているのを、1か所で賄うことができないかとの質問であります。

各施設地域で賄うこともそれぞれ特色もあり、決して悪い方法とも思えませんし、実際にほんとうに温かい食事の提供も可能です。よい面も十分考えられますが、反面、衛生管理、経済効果等を考えた場合はどのような判断をすればよいのでしょうか。

今年度も建設から16年経過しました給食センターのボイラー改修が、約2,000万円程度の費用を投入し、改修が終了したところであります。今後において、各施設のボイラー等をはじめ、改善が大いに必要と予想されます。

園児・児童・学生・老人と年齢層も幅広くなりますと、当然、献立カロリー計算等もあり、担当されるかたがたはたいへんな業務とは考えますが、さきに述べたように衛生管理諸経費のコストダウンにも十分考えられます。

このような考え方の一つとして、学校給食共同調理場も昭和59年度建設当時から見ますと、給食の数も約半分に減少してると考えられます。新得町の学校給食は、たいへんおいしいとの町民の評判でもあります。

当然、実施する場合は調理場の改修、再整備も必要と認識するところです。今後も安い料金でおいしい食事の提供をするためにも、各施設の一本化を検討することを考えてはいかがでしょうか。

2点目です。民間委託であります。前段の質問でもいろいろと問題があると判断され、近日中の取り組みは望めないように思われます。いずれにいたしましても、今後の大きな課題となることでもあり、この際、民間業者との経営方針を採り入れ、よりよい方向性を生み出すために、この給食事業を全面民間委託方式には不可能かお伺いいたします。

3点目であります。さきの9月の平成11年度、決算特別委員会が開催されまして、質疑の中で湯浅議長さん、又は同僚議員からも公共施設の使用料見直しについて、具体的には新得山スキー場のスキーリフト券、屈足陶芸センターでの各種講座での受講料見直しの質問でありました。

この質問について答弁は、鈴木助役のほうから全体的なもので検討をいたしたいとの一括の返答でありました。私は今回質問させていただく内容は、各給食施設での勤務されている職員、準職員、臨時職員にかかわる個人給食費負担の関係であります。

平成11年度の決算書で、職員給食料が4施設で約254万円の収入が記載されております。内容を調べたら、給食費が1食当たり、約120円から360円でありました。これは当然、各施設により年齢差もあり、大人・子どもとの内容も違うと思いますが、今回の収入は全価格大人の昼食費と考えられます。

この昼食代、120円から360円となっているが、3倍の差はなにか。この給食費は、職務上作られた食事を試食するものも業務のうちと判断されるものでありましたら、職員をはじめ他のかたがたも無料が当然と考えられますがいかがでしょうか。

一般的に考えた場合、日常生活で昼食はだれでも必要でとるのが自然と思われれます。このことが今まで少額でも納めていたのではないのでしょうか。この時代に、1食120円から200円程度の個人負担が高いか安いかであります。

他の町村もこの金額程度かもしれませんが、私は非常に安い金額だと思います。園児、学生であるなら、当然保護者が負担支払いするもので、この程度と考えられるでしょう。

現在職場として勤務され、給料又は賃金をいただいて生活していかたがたです。現在までにいろいろと事情もあったと思いますが、公共施設の利用料金も無料から有料化に、また、値上げも検討されております。

財源確保のため、今回質問の施設一元化、施設職員関係者の個人負担料金の改正が予算編成の中に必要と同時に、このことは地方分権時代の第一歩と考えますが、町としての考え方を伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

[松本諫男議員 降壇]

湯浅亮議長 小笠原教育委員長。

[小笠原一水教育委員長 登壇]

小笠原一水教育委員長 松本議員のご質問にお答えいたします。

1点目の今後、町の各給食施設の改善整備が予想される中で、経費の合理化、効率化などの面からも、学校給食共同調理場への統合が考えられないかとのご質問であります。

が、ご存じのとおり現在の学校給食共同調理場は、富村牛を除く小中学校に年間194日を基準とした完全給食を提供する施設として、昭和59年8月に当時の児童生徒数が約1,200名であったことから、1日の給食能力1,500食の施設として改築されたものでありますが、年々児童生徒数が減少し、今年は1日750食ほどの給食提供となっています。

また、町が管理する調理施設では、老人ホーム、新得保育所並びに屈足保育園があります。国の補助を受けた共同調理場施設を目的外に使用することは「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」により制限されていますが、近年の全国的な少子化による児童生徒数の減少が進んでいる現状から、最近になって、文部省も条件付きながら施設に余剰能力がある場合には、市町村の判断による利用を暗に認める方向であります。

現在、新得保育所及び屈足保育園での給食提供数が、110食程度であることから、施設の能力的には十分検討の余地があると考えますが、保育所における調理業務については、児童福祉法第45条に定める児童福祉施設最低基準として、調理室に一定の制約がありますので、統合集約については給食日数や献立の相違等もあり、総合的に研究してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の給食を民間に委託する考えはないかのご質問であります。学校給食は学校教育活動の一環として位置付けられていることから、国の補助事業による施設整備がほとんどのため、今日まで直営事業として実施されているところです。

十勝管内においても、学校給食未実施の陸別町を除き、音更町の自校給食以外は共同調理場方式の直営事業で実施されている状況となっています。

本町では、主食のうち週各1回のパン及びめん類並びに毎日の牛乳は、外部からの購入となっており、全道的には共同調理場方式167か所のうち、石狩管内を中心に数か所で全面委託で実施されている事例もありますので、参考とし委託についても選択肢の一つに検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目の勤務する職員等の試食等に関するご質問であります。調理場では、職員等の扱いは試食とし、場長は毎日の業務の一つとして、出来具合を確認する検食としています。

従前は給食費としての負担をしておらず、他職員との負担に格差があること、昼食の代用になっているとの観点もあり、3年ほど前から負担し、他の職員の試食と同額負担としております。

施設間で給食費に格差があるのは、それぞれの施設目的の違いからやむを得ないことと考えます。また、学校給食における児童生徒以外の教職員を含めた、各種の試食並びに調理場職員の負担すべき金額については、学校給食保護者負担金の改定と合わせて、見直ししてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

[小笠原一水教育委員長 降壇]

湯浅亮議長 6番、松本議員。

松本諫男議員 前向きなご答弁ということで解釈してもいいのかなと思います。

各調理場の一本化ということですが、老人ホームと違ってというのは、365日毎食とるってということで、保母もこれはたいへんなのかなって思っております。できれば、学校給食と保育所あたりが一緒の食事、給食あたりとれば、もっと少しは緩和ができるのかなと、そんなように考えております。

後、2点目の共同委託、民間委託の件ですが、パン・めん類・牛乳など、言っ

てみれば、もう既に委託方式を採られているのではないのかなというふうに考えますけれども、この辺はいかがでしょうか。

それと3点目なんですけれども、学校の先生がた給食費いただいておられるのか、また、小学生・中学生の先生がたの給食代は、中学生の先生が高いのか、小学生のが高いのか、その辺ちょっとお伺いいたしたいと思います。

湯浅亮議長 阿部教育長。

阿部靖博教育長 お答え申し上げます。

施設の委託の部分でございますけれども、さきほど委員長からご答弁申し上げましたとおり、かつてはかなり補助施設ということですね、文部省のほうでも厳しかったわけでありまして、最近にいたっては委託も含めて、一定程度認めているというのが現状だということでありまして、既にお話ししたとおりですね、一部の食材についてはそういうかたちでしているわけでありまして、管内的にはまだそこまでいっている施設はないわけでありまして、全道的に見ますと全面委託というようなケースも出てきているようですので、いろいろ検討させていただきたいなというふうに考えております。

それから、先生がたの給食費の関係でございますけれども、小学校におきましては小学生と同じ量の給食を提供してございます。したがって、小学校の先生がたは小学生と同じ額と、中学校のほうではですね、中学生と同じ額ということですね、それぞれ量に違いがありますので、その額で負担をいただいているというようなことでございます。

それから、さきほど最初のご質問の中で、職員が120円から360円までの差があるのではないのかというお話でございましたけれども、保育所につきましてはですね、副食だけの提供というようなことになっておりますので、ちょっと条件が違うのかなと、そういうことで120円ってというような単価が出ているようでございます。

これも保育所の場合は、保育料というかたちの中で一括した徴収になっておりますので、厳密にですね分けたような徴収の仕方はされていないということになっております。

それから360円ってというのは、老人ホームにおける額でございますが、この施設につきましては、それぞれ法的な基準がございますが、入所されているかたの1.2倍で徴収しなさいという規定がございますので、そういった中で運用されているということでございます。

ちなみに、この360円ってというのは、3食のうちの昼の分ということでございまして、入所されているかたについては298円と、これを根拠にしまして1.2倍されているということになっております。

湯浅亮議長 11番、石本議員。

[石本洋議員 登壇]

石本洋議員

1. 学校現場における日の丸・君が代の指導について

まもなく、年が改まるというような、20世紀もいよいよ終わりに近づいてきたというほうがいいと思います。その貴重なときに議員として在籍し、この壇上からご質問をする機会を与えられましたことに、心から感謝を申し上げます。

さて9月の定例議会では前教育委員長さんに、教科書の問題でご質問をいたしました
が、はからずもはなむけの言葉になったことがございます。

今日は新任の教育委員長さんを迎えまして、君が代・日の丸の学校現場における在り
方についてご質問をいたしますが、歓迎の言葉として聞いていただきたいと思ひます。

日の丸・君が代につきましては、平成11年8月9日、国旗及び国歌に関する法律と
して成立をいたしました。このことは、本年度の教育行政方針の中にも触れられており
ますが、それをどのように教育現場の中で指導し、実践するかが述べられておりませ
んでした。

また、新得町教育提要の中にも、国旗・国歌についての指導の在り方と申しますか、
目標と申しますか、記載されておられません。もちろん、教育委員会は学校行事におけ
る日の丸・君が代の掲揚、斉唱については、それなりの指導をしているものと存じてお
ります。

しかしながら、伝え聞くところによりますと、日の丸の掲揚に反対する教師、君が代
の斉唱に退場・欠席・起立をしない等、生徒に不信を抱かせる行為も多いと聞きます。
このことは、新得町教育提要の中の学校教育推進目標の、豊かな個性や社会性ととも
に国際性に富み、未来にたくましく生きる人間性豊かな子どもの育成を目指したこと
にも反することだと思ひます。

教育委員会は学校の教科において、国旗・国歌をどのように教育するよう指導して
いるのかお伺いしたいと思ひます。

また、学校行事における国旗・国歌の取り扱いの実態を、どのように把握されてお
られるのか、主要行事別、退場・欠席・不起立等についてお知らせをいただきたい
と存じます。

国旗・国歌は平和日本のシンボルとして世界から認められており、過般のオリンピ
ックにおいても、数多くの日の丸の掲揚、君が代の演奏が行われました。私たちもたい
へん感激をしたところであります。過去の汚点は汚点としても、いつまでも引きずっ
ていくものではありません。国旗・国歌の正しい解釈を確立し、教育現場におけ
る混乱を早急に收拾し、生徒に規律を守る先生、信頼できる先生、親しみのある
先生というイメージを浸透させるよう努力をしていただきたいと存じます。

教育委員長のお考えをお伺いしたいと存じます。

[石本洋議員 降壇]

湯浅亮議長 小笠原教育委員長。

[小笠原一水教育委員長 登壇]

小笠原一水教育委員長 新しい教育委員長に対する歓迎の意を込めた質問という
ことで、たいへん光栄に存じ多少の喜びとともに、答弁させていただきます。

1点目の学校の教科における国旗・国歌の指導についてであります。それぞれの
学校が学習指導要領に基づき、毎年度当初に指導計画を具体的に教育課程に位置
づけ、意義を理解させ、それらを尊重する態度を、授業を通じて指導を進める
ものであります。

更に、平成10年12月に公布されました新学習指導要領では、社会科・音
楽・特別活動での指導がより明確に示され、小学校音楽科では国歌「君が代」
をいずれの学年でも指導することとされました。

昨年8月に国旗及び国歌に関する法律が制定公布されましたが、従前の
指導の取り扱いが変わるものでもありませんし、教育委員会といたしましても、
教育課程に沿った適

切な指導の徹底を図っているところでございます。

学校現場におきましては、ご承知のとおり、今春の卒業・入学式で退席問題が発生するなど、残念ながら適切とは言えない状況にありますので、引き続き指導に努めてまいります。

2点目の学校の行事における国旗・国歌の取り扱いについて、教育委員長としてどのようにとらえているかのご質問であります。学校行事は校長の責任と判断において、児童生徒の実態に応じて実施されることが基本であると考えております。

したがって、特別活動の一つの儀式として行われます。入学式・卒業式などにおきましては、さきに申し上げました新学習指導要領の中で「その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」とされており、教育現場での混乱は避けなければなりません。児童生徒が将来の国際人として成長するためにも、法の趣旨に沿って適切に指導することが責務であり、公人の教育委員長として法を遵守する立場にあると認識いたしております。

最後になりましたが、国旗・国歌の正しい解釈を確立すべきだが、教育委員長としての考えはいかがかのご質問であります。国旗及び国歌に関する法律の制定に当たっては、長年にわたりさまざまな論議がなされたうえで、国会において法律として制定公布されたものであり、その解釈についての論評は避けるべきだと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

[小笠原一水教育委員長 降壇]

湯浅亮議長 11番、石本議員。

石本洋議員 たいへん、模範青年の答弁をお伺いしましたような気がしまして、さすがに教育委員会だなどというふうに思います。とは言いながらも、少しこの機会にですね、日の丸・君が代の問題について少し触れていきたいんですが、教育委員長もさきほど国際化といったようなことでお話がありました。

確かにこれからの国際化時代にあってですね、日本の文化や歴史について、的確な解明といったものがこれからなされていかなければならないなど、こういうのとともですね、能力ですね学校の先生がたの、そういうような、日の丸・国旗についての的確に指導するという能力というものが、現実にあるのかどうかということ、疑わしくなるわけですね。

それはなぜ疑わしいかということ、結局欠席だとか、国旗・国歌のときに座っているとか、そういったようなことがですねあるということが、要するにその能力があるのかどうかという疑念を持たせるわけなんです。

それから、いろいろと論議される中にどうしても政治問題だとか、イデオロギーの関係だけがですね、クローズアップされて長い日の丸の、あるいは国歌の長い歴史というその成り立ちというものに、全然触れていない。言ってみれば人の心に触れてないという感じがするわけですね。

それと、私たちこうやって質問しながらも、ちょっとどうかなと思う面があるわけですが、前委員長のさきほど、9月のときに教科書問題を論議したときに、石本議員もひとつ学校現場に入って、よく見てくださいという話がありました。我々それではといって学校現場にちょろちょろちょろ入ってですね、見る機会ってというのがないですね。

ですから、できるならばそういったような機会を作っていただいでですね、我々にも

学校現場の姿が把握をできるようなかたちに、もってってもらいたいものだなというような感じがします。

そういうことで、日の丸・君が代、国際化というかたちの中での、先生の指導はありながらも、我々に実際にそういう現場というものを、見させていただきたいなということがまず1番目のですね。

それから、学校行事における実態ですが、その質問の中にいちおう行事別の欠席状況などは、お話がなかったと思うんですが、ただ、もし数字が把握されてないよということになってくると、もう一つの質問としてはですね、道教委の処分が新得町内ではなかったのかどうなのかということにも、ちょっと触れたいもんだなと、こういう感じがするわけなんです。

子どもたちはですね、国旗や国歌が斉唱されたりなんかするときに、起立をして聞いたりなんかをするわけなんですけれども、学校の先生が座ってれよというようなことでですね、不信を感じるわけですよ。

さきほどもお話しあったように、法律として決める過程、私は無理して法律で決めることもないと思う一人なんですけれども、決められた以上はですね、やっぱりその線に沿って、ルールですから、それに沿って教育を進めていくということが必要なんですが、先生がルールを破っちゃってると。

ですから、儀式としてとらえるのであれば、儀式なりの姿で、やっぱり先生も対応してもらいたいものだと、こういうふうに考えるんですね。

今17歳の少年の犯罪、過去においては14歳、15歳という子どもたちが、いろいろな問題を起こしましたが、最近は何にか17歳に焦点が絞られて事件がありますが、そういう過去の中です、やっぱり今学校の先生って戦後の先生がほとんどですね。戦争を体験していない、そういうような先生がたがね、戦争の悲惨さを盛んにおっしゃっているけれども、子どもにとってはなにを言われているのか分からないのね。

だけれども、そういうかたちの中です、正しく日の丸・君が代というものを指導するというのが、この17歳の少年犯罪というものを防ぐ一つの道筋でないのかなと、こういうふうにかがえます。根元はですね、規律を教師自身が乱していくことにあるんだぞと、私は思うわけですね。

そういうことで学校行事におけるものは、さきほどの話でも、徹底しない面があるということでもありますけれども、よりいっそう徹底するようにしていただきたいと、それが、子どもたちの将来の国際性を育てる道だということに思うのね。

国旗・国歌の正しい解釈ということで、過去においては汚点というものがあつたけれども、確かにそれはそれとして、我々は誇り高き反省をもってですね、それを考えて、そして将来に向けてこうあるべきだという高まいた気持ちで、新しい日の丸・国歌観というものを作っていかなければならんと。そういうものが、欠けているのではないのかなというような感じがします。

そういうことで第2段として、そういうようなご意見を述べてですね、教育委員長さんのお考えをですね、お伺いしたいなと思います。

湯浅亮議長 小笠原教育委員長。

小笠原一水教育委員長 ただいまの石本議員の質問の中での、2番目についての教育現場のですね、儀式での退席等の実態については教育長から後ほど答弁をいただくことにしまして、その他につきまして、私へのご質問に対する基本的認識を、大まかにお話

させていただきます。

石本議員のおっしゃる国際化については、私自身もたいへん関心を持っているところですし、重要性も深く感じております。特に今世紀の後半、日本の若者たちがたくさん海外に行き、そして勉強をしたり生活をしたりする機会が増えました。ところが、後半になるにしたがって、私の耳に入ってくるのは決して高い評価ではなかったことに、日本人の一人として心の痛みを感じております。

それに対して、私どもも個人的にアセアン諸国の研修生をホームステイで受け入れたこともありますし、その他の外国からお客さんが来たこともあります。その、多くの若者たちは、自分の国のアイデンティティーというものを前提におきながら、異文化の国日本にたいへん興味を持ち尊敬をしておりました。

そんなことから、日本人の一人として、21世紀を担っていかなければならないこれからの子どもたち。自分の国文化や伝統に誇りを持ち、そして、その基本になるのが国旗・国歌であるということから、自分の国の国旗・国歌についての意義を理解して、そしてそれを尊重する姿勢をですね、よりいっそう身に付けたうえで、それが転じて海外に行くと、国際社会の中で共生する国際人となっていくうえで、諸外国の国の伝統文化だとか、諸外国人のそれぞれの国民を尊重する、そういう姿勢につながっていくものと思っております。

なお、子どもたちを現場で指導するのは、さきほどの議員さんのお話しにあるとおり先生がたでございます。先生がたに対しては学習指導要領に明記されていること、それにのっとって教育課程に位置づけられていることを、それぞれの学校行事等、あるいは、特別活動を通してですね、よりいっそう理解を深めていただいて、21世紀を担う子どもたちの先達としてがんばっていただきたいと。そのために、教育委員会としても総力を挙げて努力してまいりたいと、そのように思うしだいです。以上です。

湯浅亮議長 阿部教育長。

阿部靖博教育長 国旗・国歌を扱います入学式、卒業式での処分状況ということでございますけれども、既に新聞等でもご承知かと思っておりますけれども、残念ながら管内的にはたいへん問題になったところでもあります。

十勝管内的な数字で申し上げますと、国旗につきましては、中学校・小学校ともに、100パーセントでございました。国歌につきましては、中学校が81.7パーセント、小学校が82.3パーセント。入学式におきましては、国旗はそれぞれ100パーセントでございますけれども、国歌につきましては78.3パーセント、小学校が81.5パーセントということで、若干、数字としては落ちているのかなというふうに思っております。

ただ、本町におきましては、退席によるですね、道教委等から指摘を受けるようなことはございませんでした。ただ、普及率という部分についてはですね、問題があったかなというふうに思っておりますけれども、この部分については、これからの課題だなというふうに思っております。現在、道教委の中でもですね、既に札幌市ではいろいろ具体的な現場への指導がされておりますけれども、そういった状況の中でですね、今後具体的に話しが出てくるのかなというふうに、認識をしているところであります。

湯浅亮議長 11番、石本議員。

石本洋議員 委員長の所信、所感といたしますが、たいへん私の感じるところと同じ部分が多いわけで、ほんとうにいいご答弁をいただいたなと、こう思うわけなんです。

そこです、今、町内における国旗・国歌などについての実態などについてお話をいただいたわけなんです、平成11年の3月、ちょっと古いんですけども、読売新聞社の世論調査によりますとですね、国旗と国歌を法律で定めることに賛成ですか反対ですかというの、賛成が43パーセントで、どちらかと言えば賛成というかたが25.1パーセントといったようなかたちの中で、法律で決めることがどうなのかなという意識で迷っている人もいたのかなと、こういうような気がいたしますが、それにしても、67パーセントという、まあ70パーセント近いものがありまして、今の教育委員長の話などもいろいろと考えてみますと、そういう世論調査に似たような結果なのかなというふうに、理解もするわけなんです。

過日ですね、民主教育を進める新得集会の御案内というのがチラシで入りまして、公民館の中ホールで行われたんですが、多分、町長御案内いただいて出席されたかどうかなっていう点、疑問に思う点もあるわけなんです、民主教育ということで新得で集めたわけですが、だいたい新得の先生がたが参加したのかなと思うんですけども、こういう世論的にですね大部分の人が国旗・国歌について、賛成をしているというかたちの中でですね、そういう人たちの声を聞かないで、反対反対反対ということなんです。

過日の北教組の十勝支部ですか、日の丸・君が代を反対ということを決議されたということで、こういうふうに全体の国民が、国旗・国歌をいいよと言ってるさなかで、なぜまた少数の人たちがですね、反対反対ってやるのか。

だから僕は、それを逆な意味でいくと強制でないのかと、少数派の。我々に対する強制だと。向こうは向こうの人たちは、日の丸・君が代を強制するな強制するなって盛んにおっしゃるんだけど、逆な意味で絶対多数の人が承認しているものを、反対だ反対だって我々に強制しているんだというふうに感じざるを得ないわけですよ。

それと、この機会ですから、北教組の関係の人がいるかいらないか、傍聴席にいるかいらないかは別として、731部隊の真実ということで、この間、いろいろとまた集会があったりですね、今、あった集会があつて、なにか我々にすると重箱の隅を突ついているような感じもするわけですけども、最近はですね、共産党でさえ自衛隊というものの存在を認めて、しかも、民主党の党首でさえ、自衛隊は海外に派遣するためにも、憲法の改正が必要だよと盛んにおっしゃってるような時代なんです。

ですから、もう少し学校の先生自体がですね、柔軟性のある対応をとっていただいて、教育に臨んでいただかないと、私はもう子どもは成人していますからあれですが、孫がですね、これから情緒を醸成され、将来の道筋を決めていくという貴重な時期なわけですよ。

そういうときにですね、こういったような狭い気持ちでですねいつまでも、できるならば、前向きに日の丸のいいところですね、子どもたちに教える。国旗・国歌のいいところ教えていくといったような前向きな姿勢でですね、臨んでいきたいものだと。

これは委員長さんに言うんでなくて、この機会をとらえて、北教組の皆さんに要望しているようなもので、そういうような、こういう意見もあるということをお聞いいただきたくないと、こういうふうに思っているわけなんだ。

要するに、教育委員会としてそういった先生がた、後ろ向きの姿勢で進むことに対して、前向きに進むような指導っていうものですね、これからやってもらわなければならないわけですけども、それについてのご決意などありましたら伺いしたい。

湯浅亮議長 小笠原教育委員長。

小笠原一水教育委員長 現場の先生に対する指導ということですが、価値観の多様化ということは議員さんもよくご理解だと思いたいますが、現場の先生がたもさまざまな考えといいましょうか、試行錯誤の先生がたもいらっしやるのではないかなとも思いたいますが、教育現場で真実の歴史は教えるべきだと主張している組織でございますけれども、これからはですね、いろんな角度からですね、柔軟にその辺についても勉強していただいて、後ろ向きでなくて前向きに進んでまいりたいと、私自身も希望しております。

湯浅亮議長 7番、菊地康雄議員。

[菊地康雄議員 登壇]

菊地康雄議員

1. 小学校へのパソコン導入について

今回の定例会の最後の質問をさせていただきたいと思いたいます。さきほども新教育委員長さんに対する質問が相次ぎまして、歓迎の意味という話もありましたけれども、私は最後に大歓迎をするという意味で、また、教育委員会のほうに質問させていただきたいと思いたいます。含めて3点の質問をしたいと思いたいます。

過日、ケルンサミットがありまして、そのケルンサミットで小渕前総理から情報化時代の読み書きそろばんとしてのコンピューター教育の必要性の発言があり、それを受けまして、世界のすべての子どもにとって、情報通信技術の能力が不可欠である旨のケルン合意がなされました。

この教育の情報化は、日本の今後の教育における最重要課題として位置付けられ、教育の情報化プロジェクトとして、森総理のIT革命の号令の命を受け、文部省が強力推進をしているところであります。

昨今、公共事業への偏りが批判され、特に財政悪化のこの状況の中では、この批判の渦が大きくなっておりますけれども、私は、この情報革命による学校へのパソコン導入も過去の例から考えると、この考え方の一環かなという、勘ぐった考え方を持っておりました。

しかし、この間のテレビの報道によりお隣りの国、韓国のパソコン普及の実態の報道を聞きがく然といたしました。機械に関しては日本のコンピューター技術は世界でも最高の部類と思っておりました。しかし、その使い方ということでしょうか。このお隣りの国のコンピューターの家庭の普及率は日本の倍、約8割に近い家庭にコンピューターが入り、学校の学習もコンピューターを使った宿題が必修になっているという報道でありました。比べて日本のコンピューター教育の状況をみるときに、この情報教育の実態は、まことにお寒い限りかなという感じがするしだいであります。

そこで、小学校へのパソコン導入の必要性というものを強く感じたわけですがけれども、その中で文部省が打ち出しています、平成17年までに教育の情報化対策として、小学校にも現行より2.4倍の台数のパソコンが導入になるというお話であります。中学校と違い、教科にないコンピューター教育が小学校の教育環境の中でうまくできるものなのか、たいへん心配するところでもあります。と同時に、その活用方法にも難しさを感じるところであります。これは、学校現場、教育委員会ともに同じように感じているのではないかなという気がいたしております。

そこで、導入に当たって教育委員会と教育現場、まず今回、新得小学校にパソコンが

導入になるというお話しを聞いておりますので、その先生がたとの意志の疎通がどの程度できているのか。特に文部省がいう情報教育のビジョンについての共通認識というのが、どの程度できているのかを中心にお伺いしたいと思います。

2．学校設備の保守管理について

次に、学校設備の保守管理についてであります。これも、今まで、たびたび話題にも上がっていることですし、文教委員会が毎年、教育委員会とともに各学校訪問もしているいろいろな陳情を受けているわけですが、そこで常々考えていることを端的にぶつけてみたいと思います。

建物も含め学校保守管理が必要なものがたくさんございます。この学校を管理するうえで、規模に応じて最小の経費で管理をすることを目指した、計画性のある管理方法があるのではないかとと思われるわけですが、これについてどのようにお考えでしょうか。

3．全町公園化構想と桜について

次に、全町公園化構想と桜についてということで、この桜へのこだわりを、町長にお聞きしたいと思います。悲願桜が新得の観光に果たした役割は計り知れないほど大きく、「桜の町新得」ということで、この十勝の中でも悲願桜の桜が咲き始めてから、大正7年に悲願桜が植えられてからですから、相当長い期間、80年にも及ぶこの桜の効果というのが新得町にあったわけです。

しかし、この最盛期に比べ桜の名所のお株はほかに奪われたままであります。私なりに新得町のまちづくりには、桜は今後も欠かせないとの思いも強いわけですが、新得山、特に神社境内以外にはまとまった植栽になっていないため、今ひとつ存在感に欠けると思います。今後のまちづくりにおける町長の桜に対するこだわりについて、お聞きしたいと思います。

以上3点よろしくお願いいたします。

[菊地康雄議員 降壇]

湯浅亮議長 小笠原教育委員長。

[小笠原教育委員長 登壇]

小笠原一水教育委員長 菊地議員のご質問にお答えいたします。

1点目の小学校へのパソコン導入についてであります。年次計画により整備を進めており、新得小学校と屈足南小学校が未整備となっておりますことから、平成13年度に新得小学校への整備を計画いたしております。

ご質問のとおり、小学校では教科でのコンピューター教育が明確とはなっておりませんが、情報化の時代に日ごろから機器に慣れ親しむことは児童の成長に不可欠であり、また、学習道具として平成14年度から本格的に始まる「総合的な学習の時間」や、教科の中での調べ学習で、児童自らが情報を収集・整理・活用することが期待されています。

導入に当たっては学校現場からの要望を煮詰め、できる限り要望に沿った整備を進めることが基本であると考えておりますが、教育委員会として、例えば将来の学級編成を考慮した場合に、コンピューター室への配置は一人1台となる整備が望ましいと考えておりますので、国の基準や財政事情などとの整合性を図りながら、今後も学校現場との

協議を十分進めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の学校設備の保守管理についてであります。ご指摘のとおり学校施設のみならず施設建築後、相当の年数が経た段階での計画的な保守管理は当然であると認識しておりますが、大規模改修には多額の費用を要することから、後手後手になっている感は否めない状況であります。

教育委員会といたしましては、建物の保存維持と安全確保など緊急性の高いものを優先的に進めており、現在、全学校の雨漏り対策を中心に実施しております。今後も、外壁の改修、内壁を含めた内部の改修、暖房機の改修など、大規模な改修を必要としており、引き続き緊急性の高いものを優先に、財政状況を勘案しながら、順次、改修を進めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

[小笠原教育委員長 降壇]

湯浅亮議長 齊藤町長。

[齊藤敏雄町長 登壇]

齊藤敏雄町長 3点目の桜の問題につきまして、答弁をさせていただきます。

新得山の桜につきましては、大正年代に入りましてから伊藤伝五郎氏が山ろくに植えたのが発端となりまして、管内有数の桜の名所地として多くの人々が集い、戦後始まってから今日まで52回にわたって桜まつりが開催されており、桜には長い歴史がございます。

昭和47年には、町の木としてエゾヤマザクラが指定されるなど、本町の発展とともに観光の役割を担ってきたところであります。今後とも、桜の地としての歴史を引き継ぎ、町の振興策の一つとして育てていかなければならないと考えております。

新得山の桜も、植栽されて80数年の年輪を刻み、更に周りの木々も大きく生長いたしまして、かつての勇姿も陰りを見せ始めましたので、平成2年、朽ちてくる木々を補完すべく、エゾヤマザクラほか3種類1,620本の植栽を行い、世代交替に備えてきたところであります。

新得山にはこれ以上適当な植栽場所もなく、また現在の木を直接、世代交替させることは種々の事情から難しい問題があり、当面は保存管理をしていくこととなりますが、いずれ世代交替が進み、桜の名所として復元するまでには、相当の期間を要するものと考えられまして、代替地が必要ではないかと考えているところであります。

その対策といたしまして、佐幌川左岸に桜堤の造成を行い、既に550本が植栽されております。更に、平成14年ごろには左岸桜堤の延長を考えているところであります。左岸公園内に植栽可能な場所がございますので、この地域を中心に次代の桜の名所としてリバーサイドパークゴルフ場までの間を含め、全町公園化構想の一環として、どのように整備すべきかを、各方面の意見を聞きながら植栽整備を進めてまいりたいと考えております。

[齊藤敏雄町長 降壇]

湯浅亮議長 7番、菊地議員。

菊地康雄議員 今回の教育委員会のご答弁ですけれども、現場の要望を基本としながら、一人1台の整備を目指していくというお話でした。たいへん理想的な話でありまして、最終的にはそんなような整備の仕方になっていくのかなという気はいたしますけれども、問題はですねそのハードの整備が、先行してはならないということだと思えます。

このコンピューターについて、その使い方を誤りますと犯罪にもつながりますし、そ

れから、ただの箱にもなってしまうという、この使う側の考え方がそのまま反映されるものでもあります。

そこです、まず文部省のいうところの、この教育の情報化プロジェクトの目的というものを、はっきりと整備する教育委員会、それからそれを使う学校のほうでも、共通認識にたっていないなければならないのではないかなと思うわけですが、まず、公立の小・中・高のすべての教室からインターネットにアクセスができ、日常の学習活動に活用できるような環境づくりを目指して、コンピューターや校内LANなどの整備を計画的に推進をするということになっております。

中学校の場合は、技術家庭の中にコンピューターの教育のカリキュラムがありますので、一つの教室にコンピューターを整備し、そこに生徒を集めて授業を行うということが可能になっています。当然その延長で、さきほども宗像議員のお話の中にもありました、その施設を利用した町民に開放するパソコン教室というものも可能になるわけがあります。

ところが、この小学校、1年生から6年生までいまして、ここです、また今回、小学校で整備するに当たり、韓国と比べるわけではありませんけれども、この新得の家庭の中で、パソコンが家庭にどのくらい導入をされていて、それを子どもたちが普段どのように道具として使っているのかというような、実態の把握などをされているのかどうか。それによって学校の現場でも、コンピューターの取り扱いを子どもに指導する指導の仕方というのが、微妙に変わってくるのではないかなという気がいたします。

それから同じことが教員の指導のレベルにも言えると思います。中学校の場合は専任の先生がおりますので、その専任の先生が特にその教育を受け、受けた自分の知識を子どもたちに伝えていくということが可能でありあります。

しかし、小学校になりますと、それぞれのクラスには各担任の先生がいらっしゃる、その担任の先生がすべての授業を受け持つことになります。音楽とか特殊な場合は、また別だと思えますけれども。

ただ、このコンピューター、小学校の場合、教育と言っていいのかどうか分かりませんが、このコンピューターにかかわる授業というのは、それぞれのクラスの担任の先生が行うわけですし、得意な先生、不得意な先生によって、その使い方が大きな差として、その子どもたちの上に降りかかってくるわけですね。できるだけその差をなくしていただきたいと思うわけです。

それでです、いちおう学校のほうに聞きますと、どの先生も皆コンピューターを持って自分で操作をすることができるんだというお話しは伺っていますけれども、そのレベルというのはピンからキリまでありまして、その実態把握というのは難しいことではないかなと思いますけれども、その指導のレベルの実態というものも、きちんと把握しておくべきではないかなというふうに感じます。

先進的なところはです、テクニカルティーチャーというんでしょうか。特別の専任の先生を用意しているところも先進の学校にはあるようですが、新得小学校のような規模のところでは、それが可能なことなのかどうか。予算的な面もあるでしょうから分かりませんので、特にその点については民間の補助員等を活用しながら、できるだけそのクラスごとのレベルの差というものを、なくしていただきたいと思うわけですが、

さきほどの話に戻りまして、この文部省のいうところのこの目的です、すべての教

室からインターネットにアクセスができると。そしてコンピューターの仕組みを学ぶのではなく、コンピューターを道具として取り扱って授業の中に生かしていくということが、やはり最も大事な部分でもあるし、それが共通認識のうえにたつての話し合いにならないと、もしかしたら教育委員会の押しつけのような、整備の仕方になるのではないかなと危くするところでもあります。ですから、この共通認識をしっかりと把握したうえで、整備を進めていただきたいというのが大きな要望として1点ありますね。

それで、どの教室からもインターネットにアクセスできるということだし、また、そうならなければ授業にもなかなか使えないということがあると思いますので、中学校のように一つの教室に器械を全部集めてしまって、そこに子どもを集めて教えるという教え方は、小学校には馴染まないのではないかなと思います。

そうすると、40台あるいは42台の器械を、どのように配置するのかということが、十分教育委員会と学校のほうとで煮詰めておられるとは思いますが、私はですね、いっぺんにすべての器械をぼんと入れることが果たしていいのかどうなのか。当面、必要なもの。コンピューターの教育という一人1台ということで、画面を見ながら操作ということになるでしょうけれども、いろいろな国語辞典の代わり、あるいは百科事典の代わり、あるいはそのインターネットによるさまざまな情報の収集ということになると、一人1台の必要はないわけですね。グループに一つあれば十分だし、グループの中にコンピューターの使い方を知っている子どもが一人いれば、教えあいながらできるということがあります。そして、その段階をずっと経ていって、最終的には一人1台というふうになるのが望ましいのではないかなと思うわけです。

それで、40台あるいは42台にこだわった整備の仕方というのは、余り性急にしてはほしくないかなと思うわけです。特に今回、小学校に使われていない視聴覚教室がありますので、その教室を整備をして置くという話しも聞いておりますけれども、すべての器械をそこに集めるということはいかがなものかなと。中学校と同じ整備の仕方はいかがなものかなと思うわけです。

各教室に分散して使用できれば、ほんとうはいちばんいいんですけども、その中でですね、どのようにでも使えるように、コンピューターですから線でつながってるだけです。盗難のおそれがないというわけでもありません。だから中学校のように一つの教室に集めて、使わないときにはかぎをかけておくという整備の仕方が、管理上は最も簡単でお金がかからない方法かもしれませんが、使う側からすると、使う度にその教室に行かなければならないというのは、授業の中で身近に使う道具として使うには、今ひとつその活用の仕方がなにか物足りないような気がするわけですね。できれば、各教室でも使えるようになってほしいということが私の希望でもあります。

それでですね、今回の整備の中で、このLANの配線というのが、また整備の中に出てくると思いますので、どのようなかたちで使われても、それに対応できるようなLANの配線をしておく必要があるだろうと思います。教室の中、それから特別教室というんでしょうか。これさえきちんとやっていると、後はパソコン持ち運びできますので、ノートパソコンもあるしデスクトップで据え置き用のパソコンもあるし、最近は値段がほとんど変わらなくなってきました。昔はノートパソコンは倍の値段もしましたけれども、今ほとんど変わらないものです。落とす、あるいは水をかけることさえなければ、ノートパソコンのほうがいろんな場面に持っていくことができ、たいへん使いやすいということもございます。

ですから一つのものに、例えば安いからといって、据え置き型に固執するとかっていうことなく、それぞれの使用する場面というものを、きちんと見据えた整備をぜひしていただきたいなということでもあります。

特に視聴覚教室については、コンピューターを置いてがんじがらめにするというのではなくて、例えばグループのようなものが全部集まって、そのパソコンを操作するといったときにも対応でき、どのような場面でも対応できるようなかたちに、自由に移動できるような整備の仕方をしておくと。最初からそのりっぱな机を置いて整備をするとかっていうことなしにさえすれば、余り資金的なものをかけないで整備できますね。LANの線の配線さえしておけばいいわけですから、後はいくつかのHUBを置いておけば、全部そこにつなぐことができますので、最終的に40何台入ったときに40何台もつなぐことができる。あるいは普段は40何台は各教室に散らしておいてもいいというような、さまざまな使い方ができる、フレキシブルな使い方ができるような整備の仕方が、望ましいのではないかなというふうに考えております。ぜひ、その方向にもって行っていただきたいんですけども、今の教育委員会の整備の方法で、それが可能なものなのかどうなのかお聞きしたいと思います。

それから特にコンピューターというのはソフトがなければ動きません。中学校のときにも多少話しに出ましたけれども、整備された段階で先生がたがほしかったソフトが後回しになってしまったと。今回それも改めて中学校にも導入されると聞いておりますので、安心しているところなんですけれども、十分に意志の疎通があれば、どのようなソフトが必要なのかということの話し合いができると思いますので、実際に現場でもです、中学校と違ってその使い方については相当、迷いもあると思うんですね。それを話し合いの中で、一つの方向性を出していくという、その積み重ねというものを強く要望していきたいと思います。

それからコンピューターの場合はセキュリティーの問題がありますね、例えば先進の学校の使い方として、言葉では表せないけれども、自分の心のSOSをパソコン通信というのでしょうか、掲示板というのでしょうか、それをその学校の中のLANですので、外には出ないまでも、学校の中では自分の一つの情報として、心の情報として先生個人の、先生個人に伝えることができるという器械でもあります。

そうするとセキュリティー機能をはっきりとしていなければ、その心の中をだれでもがのぞくことができるということにもなりますので、その辺の使い方を全面に出した整備の仕方というものを、ぜひ、要望していきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それから保守管理の部分ですね、雨漏り対策、今も進めているということで、私は去年の段階で雨漏り対策をすべて完了したのかと思っていましたら、次々にまた漏ってくるようで、これは永遠の課題かなと思って今、話しを聞いていたところなんですけれども。

人間の病気でもそうですけれども、重病になってから手当てしたら、お金も時間もかかりますね。事前に話しをしたときには決して計画的なことはいいことは分かっていますが、管理する設備は学校ばかりじゃないのでというようなお話しもありました。ただ学校にいるのは直接役場の職員ではありませんので、なかなかその意志の疎通を図るということは、難しい部分もあると思います。

それで、特に学校の管理係というのはいるわけですので、足しげく学校に通ってその

故障というか箇所が少ないうちに手当てをしていくと。できれば、出ないうちに屋根だったら何年おきに塗るとか、いろいろな方法があると思うんですね。今も古い施設が多くなって、どれもが皆重病だと言われれば、全部をいっぺんに整備することは難しいとは思いますが、せめて今後、新しい設備を造ったときには、年次的な整備計画というのを、それに従って行っていけば、その都度、雨が漏ったとか、突発的なことはまた別ですけれども、壁が汚くなったとか、それから、どこそこのコンクリートが欠けて落ちたとかということがないようなことができて、結果的には安上がりな経費で済むのではないかなというような気がするんですけどもいかがなものでしょうか。これは、PTAの役員さんの中からも強い要望として出ておりますので、申し添えておきたいと思えます。

それから桜についてであります。当然、新得の町長さんですから、桜にこだわりはないはずはありませんので、また、再度桜は新得と言われるような場所にしていだきたいなと思うわけですけども。

新得の場合、狩勝にも旧国道に桜はありますよね。当然、新得の市街地よりも遅く咲くわけですし、いちばん早く咲くのは、今回買収する苗ほの桜なんですよ。国道沿いと苗ほの桜がいちばん早く咲きます。そして新得山が咲いて、それから春らんまんまつりで、梅の花と一緒に桜が咲くというような感じで、段階的に楽しむことができる町でもあります。

その辺を生かしてですね、当然、境内は古木ですので、今回、桜の保存会というのを正式に氏子会で発足したと聞いておりますけれども、多分、全部古木を切ってそこに新しい木を植えて更新をするということは、今の状況からは多分難しいことだと思います。

そして、創生資金で植えた神社の桜ですけども、ある木を切ってまで整備すれというつもりはありません。あれはあのまま整備したんで、うまく根づいて桜が咲いてくれればいいとは思いますが、木の無い所には、特に今言われた、左岸公園の部分の桜の重点的な植栽というんでしょうか。

それだとか、それから今、ヘルシーロードの話が出ていますけれども、うまく春らんまんまつり、向こうまでつなぐ桜の回廊というのができたら、たいへんすばらしいなと思えます。少しその辺でこだわりを持った考え方をしていっていただくのが、また、桜の町の面目躍如かなという気がするんですけどもいかがなものでしょうか。

湯浅亮議長 阿部教育長。

阿部靖博教育長 お答え申し上げます。まずコンピューターの整備の関係でございますけれども、従来の文部省の整備計画が改まりまして、12年度から17年度、いちおう目標にした計画に変わったところであります。この計画によりまして、コンピューター教室におきましては、小学校でもですね、今まで2人に1台だったのが一人に1台と、プラス教員用というようなことになっております。

また、新たに普通教室、特別教室、これについては各普通教室2台、特別教室等に学校で6台というようなかたちになりまして、1台当たりの児童生徒数の目標でいきますと、従来が15.5人に1台だったのを、5.4人に1台というようなことを一つの目標にしているようであります。

また、新たにインターネットの接続というようなこともですね、加わっているわけでありまして、この費用につきましては、それぞれ補助というかたちではなくて、あくまでも交付税の中の単位費用ということですので、組み込まれているというようなことに

なっているわけでありませう。

今、いろいろお話しがあったわけですが、文部省の計画はそういったことをごさいます、これはほんとうに理想だと思ひます。現実にはなかなかそこまでいくのにもですね、たいへん財政的にも指導する側にとってもですね、大きな課題があるのかなというふうに思っております。

そんなことでもありますので、それぞれ本町におきましても、小さい学校からですね対応してきたということでもあります。いよいよ大きな学校が2つ残ったというようなことをごさいます、なんとか早い時期に整備を進めていきたいということ考えているところでもあります。

具体的に新得小学校のお話、今進んでいるわけですが、学校のほうの計画を今、具体的に検討している段階でございます。いろいろ機器の配置の問題、それから内容的にどういった程度までの条件整備をするか。あるいは視聴覚教室との活用との関係、そういったこともですね、いろいろ総合的に検討する必要があるなというふうに思っております。

現在、学校のほうから出てきている計画は、それぞれ、デスクトップ、ノート型等にも分かれておりますし、それぞれの配置の計画も持っております、LANでつなぐというような構想にもなっているようでもあります。

いろいろ指導いただく先生がたの熱意の問題も確かにあると思ひますし、そういったこれからのですね、活用する面も十分考えながら判断をしていかなければならないなというふうに思っています。学校のほうの今、計画を具体的な検討をしてですね、どういうかたちがいいのかというようなことをですね、具体的に考えているところでもあります。

子どもたちに対する保有の状況といひますが、その辺についてはデータがないわけでもありますけれども、先生がたのコンピューターに対する状況といたしましては、新得小学校の場合は、先生がたが18人いらっしゃるわけでもありますけれども、仕事あるいは自家用含めて持っているというかたが13人ですか。それからパソコンを操作できないかたというのは、今のところ6名ほどかなと。それから、教科等の指導ができるかたが、そのうちどれくらいかなと見てみますと、9人程度できるのかなというふうに思っております。

先生がたの研修につきましてもですね、現在、今年については緊急雇用対策で、それぞれ学校のほうにSEを配置をしてですね取り組んでいるところをごさいます、この事業については今年で終わるわけでもありますけれども、来年度についてはまだ道の事業がありますので、そういった面の活用もですねしていただいて、できるだけ技術なりを身に付けていただくというようなことを、考えたいなというふうに思っています。

そのほかの道段階、あるいは十勝の教育研究所段階でもそういった講座がありますので、そういったものもですね、活用していただくというふうにしてまいりたいというふうに思っております。

それから問題になるのは、やはりこのコンピューターを入れることによって、情報活用能力を育てるといふことと併せて、教科指導の情報化というんでしょうか、そういったことが大きなねらいになるわけでもありますけれども、どこまでできるかといふのは、それぞれですね、先生がたの力量にもかかわってくるなというふうに思っております。

議員さんもおっしゃってございましたけれども、やはりこれからの課題の一つは、セキ

ユリティーへの問題かなというふうに思っています。やはりちゃんとした管理していくことが、これからはたいへん大事だなというふうに思っているところでもあります。

いずれにいたしましても、十分ですね、学校側の意見も聞きながら、そしてまたどういふかたちで利用するかということが、まず大きなことになってくるかなというふうに思いますので、そういったことも含めてですね、どういう配置をするかということになるのかなというふうに思っております。

それから2点目の施設の保守管理の関係でございますけれども、確かに小規模の傷みのうちに補修なり改修なりをしていけばですね、たいへん経費も少なく済むということになるかと思っておりますけれども、現にもうかなりたってきたというのが現実でございます、さきほどの答弁でも申し上げましたとおり、たいへん金額の大きい工事になっているというようなことでありますので、できるだけですね、そういった中でも計画を組めるものについては、そういったかたちで財政のほうにも、私どもとしては要望もしてまいりたいと思っております。

ただ、全体的に財政の枠ということがあるというふうに思っていますので、そういった中で、調整をしていただくということになるかというふうに思っておりますけれども。父母の皆様からもそういったお話しがあったということでもありますので、私どももできるだけですね、そういったご不自由はかけないようにしてまいりたいというふうにも考えております。

湯浅亮議長 齊藤町長。

齊藤敏雄町長 桜の問題についてお答えをいたしたいと思っております。正に、本町は桜とは切っても切れないそういう長い歴史があるわけでありまして、そうした歴史のうえにたって、神社山の桜がそういう状態になってまいりましたので、それに代わる新しい桜の、ある程度スケールメリットを生かしたですね、再整備というものをこれから進めていきたいと考えております。

特に佐幌川左岸公園からサッカー場、パークゴルフ場にかけてもですね、一帯のエリアというのは非常に広いエリアであります。まだ一部造成の過程でもありますけれども、そうした中ですね、30年50年後を見越した計画的なですね、桜の造成というものを一大、桜の保存林といいましょうか、そういうかたちにしていってはどうかなと考えております。

特に神社山の桜、あるいはまた狩勝にあります桜は、それぞれ新得神社山につきましては伊藤伝五郎さんが、そしてまた狩勝の桜につきましては、当時、戦争で兵隊に出る前に皆さんで植栽をされたという、ほんとうに歴史を刻んだ桜であります。それだけにそうした桜は、これからも可能な限り延命をさせるといいましょうか、手当てを施しながら将来に向かって最大限保存に努めていくということが大事だと考えております。

幸いにいたしまして、神社山につきましてはそういう民間で保存する機運が高まってきたと考えておりますから、これも私ども町の立場にとっても非常に有り難いことと、可能であれば、側面からの支援も考える必要があるのかなと、そんなふうに思っております。

それはそれとして保存をしながら、この佐幌川左岸公園、サッカー場もそうでありましたけれども、ちょうど、百年という新得のですね、開拓百年という大きな節目のときに整備された公園でありまして、そこにこの桜の将来を考えて植栽をしていくということとは、そういう意味からいっても非常に意義があるのではないかと考えております。

それで、あれだけの広いエリアですから、どういうふうなレイアウトをしていくか、これは極めて大事なことでと考えております。例えば一斉に咲き誇るような桜の造り方もあるでしょうし、あるいはまた、一か月ぐらいかけて五月雨式に咲いていくような樹種を、選定するというようなことも可能ではないかと。

特に左岸公園からサッカー場、パークゴルフ場にかけては、芝のランニングコースも配置されておりますので、そういうような所を散策しながらですね、さきほどお話しありました桜の回廊のようなかたちで巡っていくと。あるいは、ある場所には集団的に生えていると、いろいろなことが考えられると思います。そういう回廊なんか特に大阪の造幣局の通りの桜並木というのは見事であります。ですから将来を考えた造成の仕方とか、いろいろな方法論が考えられると思います。

それと植栽の在り方についても、業者に一括任せて植栽をしてしまうということよりも、町民がなんらかのかたちでですね、その桜の植栽、造成にいろいろな階層のかたがたがかかわって植えていくと。もしかすると、そこからさきのアフターケアも多少任務分担をしていくというふうな、この意義のある将来の桜公園の造成構想といいましょうか、そういうものを原案を作ってですね、町民の意見を集めて、そして将来ほんとうに長い時間がたって、すばらしい桜公園が出来たと言われるようなものにしていく必要があるのではないかと。そのためには町民のいろいろな知恵をですね、そうした構想の中に反映してもらいたいと。そういうかたちでこれから取り進めていきたいと考えております。ご理解いただきたいと思っております。

湯浅亮議長 7番、菊地議員。

菊地康雄議員 家庭の導入状況というのをぜひ調べていただきたいと。そして、小学校の情報教育に活用させていただきたいと思っております。

それから教員の中で、パソコンの操作のできない先生が6名ほどいらっしゃるということですので、やはり、その先生が担任であったクラスの子どもたちというのは、操作できる先生のクラスに比べると、やっぱりその積み重ねの中ではだんだん差が出てくる気がいたします。

当然、今の指導要領の中で知らない先生が、パソコンの操作できるようになるまでの教育を受けるだけの時間がどの程度あるのか、私には分かりませんが、なんとなくじっくりと勉強する時間はないのかなという気がしないでもありません。テレビのように線をつないでスイッチを入れれば、いろんなものが見れるんだというものでもありませんので、これは好きな人と嫌いな人とでもって、その操作ができるまでの時間に大きな差が出てくると思います。それを子どもたちの差にもしないためにも、補助員的なものをぜひ同時に考えていっていただきたいなと思っております。

それから、特にインターネットにつなぐということは、これから最も大事なようになってくると思います。ただ、今小学校の現状ではですね、そのサーバーという中心になる器械と電話線とは1回線ですね、つながるのが。そうすると、いろんなクラスでもって同時にそのインターネットにアクセスをしたとすると回線一つですから、いくらコンピューターの能力が高くても、一つでやるということは、一つの情報を取るのにもすごい長い時間がかかりますよね。

その辺は、先生がたの工夫でなんとかなるのかもしれませんが、ぜひ、回線の増線というんでしょうか、普通の電話だったらISDNで2回線とれるということもありますので、そのISDN導入を利用して回線をぜひ増やし、インターネットにアクセ

スする時間をできるだけ短く、限られた時間の中で活用しやすい状況を作っていたきたいというのが一つです。

それから、今回、整備に当たっては交付税の中に算入ということで、どの程度が今回の整備に使えるのかということが、はっきりしていないということもありますね。本来はその目的だけけれども、ほかに流用されても分からないというのが実態です。ですから、これもお願いなんですけれども、例えばいっぺんに全部その整備にかけなくても、取りあえず今、必要と思われる整備をして、段階的に整備をすることができないかどうかなんです。

当然ハードも含め、それからソフトの部分も同じだと思います。いっぺんにたくさんのソフトが入っても当然使いこなせないわけですから、必要に応じて整備をしていくという余地をぜひ残していただきたい。

それと最も大事になる、最初の整備で大事になるのは、このLANの配線だと思います。これはやっぱり、最も有効に使えるような配線を最初におかないと、これを後から配線をするということは、器械だったらそれを導入して線につなげばいいということありますけれども、そのつなぐ線がなければどうしようもありませんので、LANの配線だけはきちんとしておいていただきたい。最初に。

その時にですね、これはご存じでしょうか。校内LANのシステム構築に対する行政面からの援助ということでですね、全国8千校を対象に校内LANを構築する計画があり、その構築に当たってはですね補助金があるんですよ、これ用の。その辺はご存じでしょうか。8千校ですから、小学校2万、4千、5千校ありますか、その中の8千校ですので、多分早いもの勝ちになると思います。

その辺の情報をいち早く使って、最もベースになるその構築というものをしていただきたいなと思うんですけれども、その辺の情報はいかがなものでしょうか。インターネットにアクセスするかしらないかというのが、最も使い方のうえで差が出てくる問題かなというふうに思います。

それから次の管理のほうですけれども、財政の枠の中でないとできないというのは、これ、当然の話ですけれど、これも同じ財政の枠の中で、できるだけ手当ての少ないような計画をするべきではないかということですね。

自分の家だったらちょっとさびはじめれば、当然すぐペンキ塗ったりするわけですので、後回しにしないように気を配っていただきたいということです。気の配り方ですので、お金はかからないと思います。

気を配るときにはどうするかというと、いろいろ学校の中でなにか問題あったときには、当然、教育委員会との接点は大きなものあるでしょうけれども、普段の接点はどうかというふうに聞くと、例えば雨漏りがするとか、それから、どこそこが壊れたということがあっても、教育委員会では直接見に来てくれることがないというんですね、特別のことがない限り。それではいったいなんのための学校管理の係かなという気がするわけですよ。

それで、人員が限られていますので、いつもいつも巡るということとはできないかもしれませんが、なにか学校のほうから要請があったときには、教育委員会の関係者が、だれかちょっと顔を出して話を聞くとかということで、かかる費用がぐっと少なくなるような気がするんですけれどもいかがでしょうか。もう少しその係を活用していただきたいという気がいたします。

桜についてはぜひ、そのこだわりでもって進めていっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

湯浅亮議長 阿部教育長。

阿部靖博教育長 お答え申し上げます。家庭の導入状況については、機会を見つけてですね、一度やってみたいというふうに考えております。

それから、先生がたに対する研修等の関係でございますけれども、どうかたちができるかですね、いろいろ方法も含めながら、また、制度的なものもあればですね、そういった活用をしながらですね、できるだけ先生がたが力になれるような、そんなことも考えてまいりたいというふうに思っています。

インターネットにつきましてはですね、基本的にはつながりかたちで今、考えていきたいなというふうに思っています。今の校内LANにつきましては、無線方式というのが出てきておりますので、恐らくそういうかたちに将来的にはなっていくのかなというように、今回の計画の中にはですね、いちおうそれが一つ入っているようでございますので、一部検討してまいりたいというふうに思っています。

また、補助制度についてはですね、制度として私どものほうにもそういう通知がきておりますので、その分については授業との関係でですね、考えてまいりたいというふうに思っているところであります。

それから2点目の、各学校施設の気配りが不足しているというお話でございますけれども、できるだけそういった学校の要望の際にはですね、現場を見るというふうに心がけてですね、具体的な対応について、検討を進めるようにしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

湯浅亮議長 これにて、一般質問を終結いたします。

日程第2 陳情第3号 審査結果について

湯浅亮議長 日程第2、陳情第3号、食の安全を確保するための食品衛生法の改正と充実強化を求める陳情書についてを議題といたします。

湯浅亮議長 お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。委員長の報告書説明は会議規則第41条第3項の規定により省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 質疑がないようですので、終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、陳情項目第5については不採択、陳情項目第5を除いて採択であります。

本件は委員長の報告どおり決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

湯浅亮議長 ここで暫時休憩をいたします。追加議案の配布をいたします。

(宣告 14時43分)

湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 14時44分)

議事日程の追加

湯浅亮議長 議事日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、別紙お手もとに配布のとおり、意見案第11号、食の安全を確保するための食品衛生法の改正と充実強化を求める意見書の議題が提出されました。

この際、これを日程に追加し議題といたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りいたしました、意見案第11号、食の安全を確保するための食品衛生法の改正と充実強化を求める意見書を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程 日程第3 意見案第11号 食の安全を確保するための食品衛生法の改正と充実強化を求める意見書

湯浅亮議長 日程第3、意見案第11号、食の安全を確保するための食品衛生法の改正と充実強化を求める意見書についてを議題といたします。

湯浅亮議長 お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第11号は総務常任委員会に付託し審査することに決しました。

今、定例会の会期中に審査を願います。

散会の宣告

湯浅亮議長 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(宣告 14時46分)

第 3 日

平成12年第4回新得町議会定例会（第3号）

平成12年12月20日（水曜日）午後4時30分開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第3号）
1	意見案第11号	審査結果について

会議に付した事件

諸般の報告（第3号）

意見案第11号 審査結果について

出席議員（18人）

1 番 川 見 久 雄 議員	2 番 藤 井 友 幸 議員
3 番 吉 川 幸 一 議員	4 番 千 葉 正 博 議員
5 番 宗 像 一 議員	6 番 松 本 諫 男 議員
7 番 菊 地 康 雄 議員	8 番 斎 藤 芳 幸 議員
9 番 廣 山 麗 子 議員	10 番 金 澤 学 議員
11 番 石 本 洋 議員	12 番 古 川 盛 議員
13 番 松 尾 為 男 議員	14 番 渡 邊 雅 文 議員
15 番 黒 澤 誠 議員	16 番 高 橋 欽 造 議員
17 番 武 田 武 孝 議員	18 番 湯 浅 亮 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長 齊 藤 敏 雄
教 育 委 員 会 委 員 長 小 笠 原 一 水
監 査 委 員 吉 岡 正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 役 鈴 木 政 輝

収 入	課	役	清	水	輝	男
総	務	長	畑	中	栄	和
企	調	長	長	尾		正
税	務	長	秋	山	秀	敏
住	生	長	高	橋	昭	吾
保	福	長	浜	田	正	利
建	設	長	村	中	隆	雄
農	林	長	齊	藤	正	明
水	道	長	常	松	敏	昭
商	工	長	西	浦		茂
児	童	長	富	田	秋	彦
老	人	長	長	尾	直	昭
屈	足	長	田	中	透	嗣
庶	務	長	武	田	芳	秋
財	政	長	佐	藤	博	行

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿	部	靖	博
学	校	長	加	藤	健	治
社	会	長	高	橋	末	治

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	小	森	俊	雄
---	---	---	---	---	---	---	---

職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐	々	木	裕	二
書			記	桑	野	恒		雄

開議の宣告

湯浅亮議長 本日は全員の出席でございます。ただいまから本日の会議を開きます。議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

(宣告 16時30分)

諸般の報告 (第3号)

湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略いたします。別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 意見案第11号 審査結果について

湯浅亮議長 日程第1、意見案第11号、食の安全を確保するための食品衛生法の改正と充実強化を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 質疑はないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

閉会の宣告

湯浅亮議長 これにて、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。よって、平成12年定例第4回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 16時32分)
